

令和4年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（5日目）

1. 招集年月日 令和4年3月8日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和4年3月18日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教育長	黒川雅孝君
総務理事兼 総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君	税務課長	藤永尊生君
住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	水本淳一君	建設課長	山村輝明君
産業経済課長	金子剛君	水道課長	安達伸男君	会計管理者	大平弘明君
教育次長	井手守道君	農業委員会事務局長	橋川貴月君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 追加日程第1 議案第44号 佐々駅舎交流センターの設置に関する条例制定の件
- 追加日程第2 議案第45号 令和3年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第3 閉会中の委員会継続審査
- 日程第2 議案第37号 令和4年度 佐々町一般会計予算
- 日程第3 議案第38号 令和4年度 佐々町国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第39号 令和4年度 佐々町介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第40号 令和4年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第41号 令和4年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第7 議案第42号 令和4年度 佐々町水道事業会計予算
日程第8 議案第43号 令和4年度 佐々町公共下水道事業会計予算
追加日程第4 発議第1号 佐々町議会委員会条例の一部改正について
追加日程第5 決議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）
日程第9 閉会中の委員会継続調査
閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和4年3月第1回佐々町議会定例会本会議の5日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、8番、橋本義雄君、9番、須藤敏規君を指名します。

それでは、議案の上程前に、本日、追加案件が5件あっております。本日9時より議会運営委員会を開会し、協議していただきました。

案件の内容は、議案第44号 佐々駅舎交流センターの設置に関する条例制定の件、議案第45号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、閉会中の委員会継続審査、発議第1号 佐々町議会委員会条例の一部改正について、決議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）の5件です。

皆さんにお諮りします。5件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号 佐々駅舎交流センターの設置に関する条例制定の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議案第45号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を日程に追加し、追加日程第2とし、閉会中の委員会継続審査を日程に追加し、追加日程第3とし、発議第1号 佐々町議会委員会条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第4といたします。決議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）を日程に追加し、追加日程第5といたします。以上の5件を議題とすることに決定いたしました。

議事日程、議案書配付のため、しばらく休憩します。

(10時02分 休憩)

(10時03分 再開)

— 追加日程第1 議案第44号 佐々駅舎交流センターの設置に関する条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

追加日程第1、議案第44号 佐々駅舎交流センターの設置に関する条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第44号 朗読）

中身につきましては、産業経済課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

1ページをお願いいたします。

佐々駅舎交流センターの設置に関する条例でございます。

目的の第1条でございます。佐々川を中心とした観光や交流イベントの情報発信・交流拠点として整備し、交流人口やまちの賑わいを創出させるため、また、交通機関利用者及び来訪者（以下「交通機関利用者等」という。）の円滑な交通機関利用の促進を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、佐々駅舎交流センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとするという目的で上げさせていただいております。

次に、名称及び位置の第2条につきましては、記載のとおりでございます。

それから、業務、第3条ですが、佐々駅舎交流センターは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

（1）交通機関利用者等への休憩の場の提供に関すること。（2）観光情報及び地域情報の発信に関すること。（3）町民及び来訪者の交流の促進に関すること。（4）地元特産品の展示及び販売並びに飲食物その他の物品の販売に関すること。（5）第1号から前号までに掲げるもののほか、佐々駅舎交流センターの設置の目的を達成するために必要な事業の5項目をあげさせていただいております。

次に、使用の許可、第4条ですが、佐々駅舎交流センターの施設及び設備を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ必要な事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2ページをお願いいたします。

2の町長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。各号の4項目をあげさせていただいております。

次に、目的変更等の禁止、第5条ですが、使用者は、使用目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

使用許可の取消し等でございます。第6条ですが、次の各号のいずれかに該当するときは、

使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。各号の4項目をあげさせていただいております。

2、町長は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該取消しに伴う損害賠償の責めを負わないものとする。

次に、原状回復義務、第7条です。使用者は、その使用を終わったとき、又は第6条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長から承認を得たときは、この限りでない。

次に、損害賠償義務、第8条でございます。使用者は、佐々駅舎交流センターの建物又は設備を故意又は過失により損傷又は滅失したときは、直ちに原状に回復するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

使用料金、第9条です。使用者は、別表に定める使用料金を使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、特別の事由のあるものについては、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表に使用料を表示させていただいておりますけども、この料金につきましては、地域交流センターの会議室の使用料を参照させていただいております。また、テナント料金につきましても、地域交流センターの多目的の使用料2,800円に30日を掛けまして算出をさせていただいております。

次、委任、第10条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

それから、次のページに、規則として別紙資料としてつけさせていただいております。

以上、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

佐々駅舎がリニューアルをされて、新たな拠点となることは喜ばしいことと感じておりますが、確認をさせていただきたい。

これまでのMRとの契約というのは、土地及び管理についてはどのようにになっていたのか。また、これまでの行政経費が駅舎に際して、いかほどかかっていたのか。また、これまでの駅舎としての利用時間等含めた管理はどのようにになっていたのかを確認させていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

まず、MRさんとの契約でございますが、土地につきましてはMRさんの土地でございます、建物につきましては、町の所有となっております。それに対しまして、使用貸借の契約を交わしているという状況でございます。それから利用時間につきましては、朝の9時から夕方6時までの利用時間となっております。

駅舎の費用については――

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（10時11分 休憩）

（10時12分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

まず、土地につきましてはMRさんの土地でございます。建物につきましては町の、普通財産の持ち物でございます。そこで使用貸借を交わしておりまして、無償での契約をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

今まで、先ほど説明しましたとおり、土地がMRの土地で、建物が町のということで、お互い建物を提供し、土地を提供するという形の中で無償という形になっておりまして、町に係る経費ということでございますけど、そこは行政経費から出したものはございません。実際使われている電気、水道代につきましては、松浦鉄道さんのほうが負担されているという状況になっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

MRさんも土地を提供して、町が駅舎を建設して、お互いのウィンウィンの形であったと。これが今回、リニューアルをされたということで理解はいたします。

経費に関しても、これまで係る経費は、ランニングコストはMRさんのほうが負担されていたということで、当然、建物の修繕等は町の行政経費で賄われていたんじゃないかというふうに推察します。駅舎の利用時間が9時から18時までということで、MRさんが管理しているということで。

今後リニューアルされて、これが普通財産での貸付けから公の施設の設置条例となりますので、今回、この行政財産として設置をし、そのための条例を制定したいということでの提案であるというふうに認識をしております。

今後の公の行政財産としての設置の提案が今回されたわけですけど、ここにかかる、今後のMRさんは、重要な駅舎としての利用があるわけですから、MRさんとの関係はどのようになるのかという部分について確認をしておきたい。今後の、リニューアルされて、建物はちょっと私も大きくなったのか、改装された、リニューアルされたというのはわかっているんですけど、そのところの契約がどのようになるのか、それと、これまでの状況がどのように変化す

るのかというのを確認をしておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

今後の予定でございますけども、この条例を制定されることによりまして、普通財産から行政財産のほうに移るようになります。行政財産になりましたら、産業経済課、町のほうとMRのほうと、今までどおり使用貸借として契約を結ぶように予定をいたしております。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

ちょっと補足させていただきます。

まず、土地につきましては松浦鉄道さんの土地ですから、これを町がお借りするという形の関係は今までどおりという形になろうかと思っております。一方、駅舎、建物につきましては、こうやって行政財産として整理いたしますので、ここの部分の条例が可決した折には、ここの使用の許可というような形の取扱いになろうかと思っております。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

変わらず無償でお借りをさせていただき、代替としては、表現がそれが適切かはわかりませんが、これまで同様、駅舎をMRさんのほうに無償貸与して利用していただくという形は変わらないという認識でいいのか。

係るランニングコスト部分が、これまで負担されていたMRさんの部分があられると思うんですけど、そういったのもMRさんのほうが経費負担していただいて、有効に活用していただけると。駅舎利用者に関してはそういった考えでいいのか。

ほかの別表に出されている部分については、行政財産としての目的に沿った賃貸借なりの契約が、今度は使用貸借なのか、短期なのか長期なのか、そこら辺はまた、要綱等になられるとは思いますが、そういったことで運営していくんですよというような流れになるのかを確認をさせていただきたい。

もって、管理、駅舎は早朝便から終電まであられると思うんで、そういったところの施設の管理はMRさんのほうが行っていただけるというような状況になるのかを確認しておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

ちょっと詳しく御説明させていただきますと、先ほど言いましたように、建物につきましては行政財産になるという形になりますので、現在、今までですね、切符の販売は松浦鉄道さん

のほうがされていたと。切符販売用の事務所のほうを使われていたと。そちらにつきましては当然、行政財産になりますので、使用の許可という形になろうかと思えます。それ以外の場所等がございます。今回整備しました2階とか、テナントスペースと書かれた部分の、図面で書かれた部分ですね、そういうところにつきましてはまた、別の使用許可という形で、第三者の方が借りられるなら、そのような形になろうかと思っております。

経費の面でございます。事務所の水道代とか電気代がありますけど、そちらにつきましては、今までどおり、松浦鉄道さんのほうということで、それ以外の場所に、電気代、水道代が発生しますので、そちらは新たに、行政経費という形で、町の支出が発生するものと考えております。

また、今後の利用につきましては、しっかり整理した中で検討してまいりたいと思えます。こちらにつきましては、議会のほうにもしっかり相談しながら整理させてもらいたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

今回の提案理由、ちょっと理解できないところがあるものですから、お尋ねをしていきます。

要は公の施設の管理ということで、今回出されておりますけど、町全体としていろんな施設があるわけですが、基本的な方針として、その基準となる方針、それはやはりあるべきじゃないかと思っておりますので、これについては総務理事にお尋ねしておきたいと思えます。

それから、この条例案について、この条文の中でちょっと、理解はするんですけど、使用の許可については、このように申請書を上げなけりゃいかんとなっているんですけども、この規則のほうを読みますと、使用許可の期間は1年以内とするとか、町長が特別の事情があると認めるときはこの限りでないとか、いろいろ書いてあるんですが、その特別の事情というのはどのようなものを想定しているのか。

それから、使用許可期間は更新することができるとなっておりますから、じゃあ、更新するにあたっては更新の申請書が要るんじゃないかというところ、規則ですから、内部で後でできると思えますが、そこら辺はどう考えておられるのかということですね。整備していくのか。

あとは、暴力団関係は書いてありますからいいんですけども、取消しの中に、この条例又は規則に違反したときは取り消すとありますから、やはり、規則にもある程度内容を整備していく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてどうお考えか、答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

今後のこの施設に限らず、行政財産の管理という一般的なお話だったと思えます。こちらにつきましては、前々から指定管理者等の整理という部分がなかなかできておりませんでしたので、その辺を含めて、全体的な施設の方針ですね、そういう部分をしっかり今後決める必要があるのかなと思っておりますので、こちら、ちょっとすみません、内部のほうで検討させていただいて、今後、議会のほうとも御相談させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

特別とか何かとかいうことで質問がありましたけども。
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

資料で出させていただいています規則の整備部分につきまして、御指摘のあった意見を踏まえながら、早急に、条例が通れば4月1日からとなりますので、そこは整備させてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

やはり、新しく条例を制定して、これによって使用したりするものですから、ある程度、一般の皆さんがわかるような条例を整備してやらないと、どういうときにできて、どういうときに取り消されるのかははっきりわかった整備、よろしく検討していただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。
7番。

7 番（永安 文男 君）

私のほうからは、単純なことで申し訳ないんですけど、過去に佐々町観光情報センターというのを、あそこのインターのところ、出口のところにできておりますけども、その辺の関係等は、委員会等で一応承知はしておるつもりですけれども、この佐々駅舎交流センターという条例の文言、駅舎というふうに入っていることが、住民に対して、やはり交流センターと言ったら当然、先ほどからの説明で、駅舎をそのものとして取扱うということはわかるんですけども、駅舎と、それから交流をする憩いの場とか、いろいろ書いてありますけども、その辺のラインというのを、どういうふうに住民の方が理解すればいいのか、そこら辺のことをもう少し詳しく説明いただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

駅舎と交流センターというような文言がついておるということで。
しばらく休憩します。

（10時26分 休憩）

（10時26分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。佐々駅舎の交流センターと、今、永安議員がおっしゃったように、駅舎と、それから交流センターと、それどうなるのかというお話でございます。

これは、佐々駅舎の中で、もちろん、佐々駅舎というのは佐々駅の、現然たる駅であるわけですので、駅舎の中でも交流できるように施設をつくっているわけですので、それからここにも、目的ということで出してあるわけですね。情報発信・交流拠点ということで、そこの中でも交流はできるということでやはり、交流センターというのと一緒に入れたということで御理解をいただければと思っています。

また、あそこのもとの佐々町観光情報センターにつきましては、今後どうするのかというのは、しっかり向こうと、国交省とまた話し合いをしながら、町として、内部で協議をしながら検討させていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（永安 文男 君）

佐々駅舎というのがですね、佐々の観光のメインとなるということで、最初に、地方創生推進交付金事業ということで開始をされた、その辺の経緯というのは、もう承知しているわけですが、そういうふうなことの中で、やはりそれをメインにその駅舎を活用していくのはいいことだと思うんですけど、あそこ、振り返れば、やはり私が現職時代、先輩と一緒に木で山小屋風に建てたという記憶があって、やはりいつまでも、佐々駅舎はああいうふうに風情のある建物というふうなことで、もうそういう感じで親しみを持っておったんですけども、そういうふうなことの、住民に、やはりそういうふうなアピールといいますか、佐々に降りれば、その駅舎がバックボーンとして、旅行、観光客の皆様方、それから住民に親しまれる土地になってほしいと願うものですから、その交流をつけた駅舎、それからバスの、あそこは行き交う設置点ですので、そういうことも含めたところで活用をどんどんする。

それから、先ほど言いましたように、佐々駅舎という名前も当然必要ですけども、そのまちづくり活性化のメインとなる新しい施設だというふうなことを、広報を通じていろいろアピールを全県下、全国的にも展開していただけるようお願いをいたしておきたいというふうに思います。意見ですけども。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

これがいつ完成するかわかりませんが、3ページのほうに、令和4年4月1日から施行するとなっているんですが、今、完成して引渡しがどうなっているかわかりませんが、空白期間ができた場合を想定すれば、施行の日から、でき上がった日からということがいいんじゃないかと私は思うんですが、そこら辺の考えはどうお思いですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

工期につきましては、令和3年8月27日から契約変更をいたしまして、3月18日までという形の日程でございます。今、現にもう完成をしているという状況でございますけども、まだ検査が済んでないという状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

だから、その完成した日からよかみやなかとかというような質問があつとるけん、4月1日となつとるけんか、どうかということで。

しばらく休憩します。

（10時31分 休憩）

（10時34分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただいま御指摘いただきました附則、このこの条例は、令和4年4月1日から施行するという部分につきましては、この条例は、公布の日から施行するというので、この条例につきまして差し替えをさせていただけないかと。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、副町長から、附則ということで、この条例は、4月1日ということになっておりますけど、施行するという事になっておりますけれども、この差し替えというような提案が出ておりますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

そういうことで、よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。

（10時35分 休憩）

（10時44分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただいま提案しております議案第44号の中の附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する部分を、この条例は、公布の日から施行するに変更をお願いいたします。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
わかりました。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第44号 佐々駅舎交流センターの設置に関する条例制定の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 追加日程第2 議案第45号 令和3年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） —

議 長（淡田 邦夫 君）
追加日程第2、議案第45号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第45号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

1 ページを開けてください。
第1表、歳入歳出予算補正。歳入。
8 款国庫支出金、補正額60万9,000円、計60万9,000円、1 項国庫補助金、補正額、計ともに同額です。
歳入合計、補正額60万9,000円、計15億1,475万円。
歳出。8 款予備費、補正額60万9,000円、計536万8,000円、1 項予備費、補正額、計ともに同額です。
歳出合計、補正額60万9,000円、計15億1,475万円。
2 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括につきましては割愛をさせていただきます。
最終ページを御覧ください。
2、歳入。8 款1 項1 目の災害等臨時特例補助金、補正額が60万9,000円でございます。これ

につきましては、災害等臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）ということで今回、追加をさせていただいております。対象者につきましては7名分、計101万6,400円と減免を行っているところですが、そのうちの国庫補助金分が10分の6、60万9,000円、県補助分が10分の4で40万6,000円、10分の10の財源の割合となっております。

県のほうの10分の4につきましては、9月の補正予算で計上させていただき、御承認をいただいたところですが、国の補助については、その時点で未定であったために、9月の補正では計上しておりませんでした。その後、令和3年12月21日付で、国庫補助に対しての10分の6の措置をする旨の要項が通知されておりますので、この申請事務を行っていたわけですが、本来であれば、さきの、先日の補正予算の第3号のときに、これも補正をすべきところを失念していたということで、今回、追加議案として提出させていただいたものでございます。大変申し訳ございませんでした。今後、こういったことがないように、先週、各班長以上の課員を参集いたし、周知を行ったところでございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

失念しとったということでございますけども、本来ね、このお金を使うべき、本来でしたら目のほうに歳入を入れて、一般財源からそれを減額するのが正当な予算の組み方と思うんですけども、そこら辺はどのようにお考えですか。予備費にぼんと持っていつてあるものですかね。本来は、使ったところから歳入で入れて、そういうのが正当な予算の計上の仕方と私は考えるんですけど、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

今回、この災害等臨時特例補助金につきましては、9月の時点で、国県合わせて10分の10相当分の10割分の国民健康保険税の減収分に伴う補正全て、10分の10減額をしております。

今回、この補助金としての特定財源、受け入れましたけれども、9月の補正の折に、税の減収分は減額しておりましたので、一般財源の振替という形で、予備費のほうで調整させていただいたという次第です。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。

これにつきましては、国県支出金でございますけど、これについても、やはり税額的な性格といいますか、国保税の一般的な財源でございますので、これについてはもう、この税のほうで使っていますので、これを一般財源化して使っていますので、予備費のほうに振り替えたということで、これはもう使っているということになりますので、そういうことで今回、補正をさせていただいた。

これは国と県の税が、補助金が税として入ってきているわけでございますので、これはもう、

国保税の一つでございますので、一般財源も国保税でございますので、これでも使わせていただいたということでございますので、残りを予備費のほうにまわしたということでございますので、御理解いただければと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

国保税が一般財源であるから、一般財源を三角にして国庫に入れてするのが正常な予算の見方じゃないかと私は考えたものですから。一般財源はわかっていますのでね、国保の一般財源ですから。一つで出すときに変わらないですけど、計上はそれが正常じゃないかと私は考えています。専門の方、どなたか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

議員おっしゃるとおり、保険税は一般財源扱いで充当はしておりません。今回は、この保険税が減収にしたことに伴って国庫補助金が入ってくると、保険税の代わりというところで、今回は一般財源扱いということで整理をしておるところでございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第45号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 追加日程第3 閉会中の委員会継続審査 —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第3、閉会中の委員会継続審査に入ります。

お諮りします。3月10日に産業建設文教委員会へ付託されました、議案第25号 佐々町私債権

管理条例制定の件、議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件について、お手元に配付しております、閉会中の委員会継続審査のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第25号 佐々町私債権管理条例制定の件、議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件は、閉会中の委員会継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、次の日程に入る前に、議員の皆さん方にお知らせをいたします。

まず、歳出のほうから行いますが、歳出の44ページ議会費から74ページ監査委員費までです。次に、74ページの民生費から、111ページ労働費まで、次に、111ページ農林水産業費から142ページ消防費まで、次に、143ページ教育費から187ページの予備費まで、歳出について質疑を行います。

最後に、歳入歳出全般の総括質疑を行います。

以上、ただいまお知らせしましたとおり、それぞれに分けて質疑を行いたいと思います。

— 日程第2 議案第37号 令和4年度 佐々町一般会計予算 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第37号 令和4年度佐々町一般会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。歳入。

1款町税、金額15億8,715万9,000円。1項町民税、金額7億2,320万1,000円。2項固定資産税、金額7億193万2,000円。3項軽自動車税、金額5,102万6,000円。4項町たばこ税、金額1億1,100万円。

2款地方譲与税、金額5,630万円。1項地方揮発油譲与税、金額1,200万円。2項自動車重量譲与税、金額3,900万円。3項森林環境譲与税、金額530万円。

3款利子割交付金、金額60万円。1項利子割交付金、同額です。

4款配当割交付金、金額200万円。1項配当割交付金、同額です。

5款株式等譲渡所得割交付金、金額100万円。1項株式等譲渡所得割交付金、同額です。

6款法人事業税交付金、金額6,800万円。1項法人事業税交付金、同額です。

7款地方消費税交付金、金額3億4,200万円。1項地方消費税交付金、同額です。

8款環境性能割交付金、金額400万円。1項環境性能割交付金、同額です。

9款地方特例交付金、金額1,684万5,000円。1項地方特例交付金、金額1,684万4,000円。2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、金額1,000円。

2ページをお願いいたします。

10款地方交付税、金額16億8,000万円。1項地方交付税、同額です。

11款交通安全対策特別交付金、金額130万円。1項交通安全対策特別交付金、同額です。

12款分担金及び負担金、金額3,472万8,000円。1項負担金、同額です。

13款使用料及び手数料、金額1億9,741万2,000円。1項使用料、金額1億5,210万1,000円。2項手数料、金額4,531万1,000円。

14款国庫支出金、金額10億6,101万7,000円。1項国庫負担金、金額7億2,919万5,000円。2項国庫補助金、金額3億2,839万4,000円。3項委託金、金額342万8,000円。

15款県支出金、金額6億2,343万3,000円。1項県負担金、金額3億5,524万4,000円。2項県補助金、金額2億3,451万1,000円。3項委託金、金額3,367万8,000円。

16款財産収入、金額2,837万6,000円。1項財産運用収入、金額2,106万2,000円。2項財産売払収入、金額731万4,000円。

17款寄附金、金額2,000万2,000円。1項寄附金、同額です。

18款繰入金、金額6億6,142万2,000円。1項基金繰入金、同額です。

3ページをお願いいたします。

19款繰越金、金額6,000万円。1項繰越金、同額です。

20款諸収入、金額1億600万6,000円。1項延滞金、加算金及び過料、金額100万円。2項預金利子6,000円。3項貸付金元利収入、金額5,000万円。4項雑入、金額5,500万円。

21款町債、金額16億6,640万円。1項町債、同額です。

歳入合計、金額82億1,800万円。

4ページをお願いいたします。歳出。

1款議会費、金額7,535万7,000円。1項議会費、同額です。

2款総務費、金額21億8,836万6,000円。1項総務管理費、金額20億1,470万5,000円。2項徴税費、金額9,365万3,000円。3項戸籍住民基本台帳費、金額6,390万7,000円。4項選挙費、金額1,310万2,000円。5項統計調査費、金額46万3,000円。6項監査委員費、金額253万6,000円。

3款民生費、金額20億3,264万2,000円。1項社会福祉費、金額9億5,762万3,000円。2項児童福祉費、金額10億7,481万9,000円。3項災害救助費、金額20万円。

4款衛生費、金額9億193万3,000円。1項保健衛生費、金額5億1,485万1,000円。2項清掃費、金額3億7,907万4,000円。3項診療所費、金額800万8,000円。

5款労働費、金額47万円。1項労働諸費、同額です。

6款農林水産業費、金額3億4,535万円。1項農業費、金額3億4,022万4,000円。2項林業費、金額492万6,000円。3項水産業費、金額20万円。

7款商工費、金額9,924万1,000円。1項商工費、同額です。

5ページをお願いいたします。

8款土木費、金額9億3,286万6,000円。1項土木管理費、金額8,509万円。2項道路橋梁費、金額2億219万1,000円。3項河川費、金額951万5,000円。4項港湾費、金額307万7,000円。5項都市計画費、金額3億7,564万円。6項住宅費、金額2億5,735万3,000円。

9款消防費、金額2億4,387万4,000円。1項消防費、同額です。

10款教育費、金額7億8,875万8,000円。1項教育総務費、金額8,705万9,000円。2項、小学校費、金額1億9,671万2,000円。3項中学校費、金額9,498万7,000円。4項幼稚園費、金額1億1,512万2,000円。5項社会教育費、金額1億2,752万8,000円。6項保健体育費、金額1億6,735万円。

11款災害復旧費、金額2,114万1,000円。1項農林水産施設災害復旧費、金額654万1,000円。2項公共土木施設災害復旧費、金額1,460万円。

12款公債費、金額5億4,022万2,000円。1項公債費、同額です。

13款諸支出金、金額3,831万1,000円。1項基金費、同額です。

14款予備費、金額946万9,000円。1項予備費、同額です。

歳出合計、金額82億1,800万円。

6ページをお願いいたします。

第2表継続費。

2款1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業。総額23億8,100万円。令和4年度年割額15億

1,300万円。令和5年度年割額6億3,700万円。令和6年度年割額1億8,800万円。令和7年度年割額4,300万円。

続いて、4款衛生費2項清掃費、事業名、佐々クリーンセンター基幹的設備改良事業。総額32億7,000万円。令和4年度年割額4,500万円。令和5年度年割額18億8,400万円。令和6年度年割額13億4,100万円。

続いて、7ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為。

事項、佐々町福祉総合計画策定支援業務委託料、期間、令和5年度、限度額495万円。

事項、大新田排水機場管理業務委託料、期間、令和5年度から令和7年度まで、限度額750万円。

事項、牧崎団地C棟白蟻防除点検業務委託料、期間、令和5年度から令和9年度まで、限度額31万8,000円。

8ページをお願いいたします。

第4表地方債。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額8,500万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

続いて、（公共施設等適正管理推進事業債）市町村役場機能緊急保全事業、限度額11億5,640万円。

（一般廃棄物処理事業債）ごみ処理施設基幹的設備改良事業、限度額2,790万円。

（一般補助施設整備等事業債）農業水路等長寿命化・防災減災事業、限度額3,590万円。

（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）農村地域防災減災事業（ため池整備事業）、限度額440万円。

（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止県営事業（緊急地すべり等保全事業）、限度額600万円。

（公共事業等債）橋梁長寿命化対策事業、限度額1,780万円。

（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（道路舗装補修事業）、限度額2,110万円。

（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（道路防災事業）、限度額1,500万円。

（緊急浚渫推進事業債）浚渫推進事業（河川事業）、限度額870万円。

9ページをお願いいたします。

起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止県営事業（海岸保全事業）、限度額300万円。

（公営住宅建設事業債）公営住宅改修事業、限度額1億640万円。

（緊急防災・減災事業債）消防詰所新築事業、限度額1,340万円。

（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（口石小学校屋上防水事業）、限度額4,050万円。

（防災対策事業債）小学校体育館バスケットゴール更新事業、限度額280万円。

（緊急防災・減災事業債）中学校B棟止水板設置事業、限度額200万円。

（緊急防災・減災事業債）地域交流センター空調設備設置事業、限度額90万円。

（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（北部地区体育館屋根外壁改修事業）、限度額240万円。

（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（町民体育館屋根外壁改修事業）、限度額1億1,160万円。

（防災対策事業債）町民体育館バスケットゴール更新事業、限度額520万円。
以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

まず、先ほど言いましたように、歳出の44ページ議会費から74ページ監査委員費までの質疑を行います。44ページから74ページです。

7番。

7 番（永安 文男 君）

予算書の62ページの庁舎建設事業費について、ちょっと気にかかるところがございましたので、お尋ねをさせていただきたいと思ひます。

これにつきましては、個別的な費目の計数的なことではございませんで、この前から、庁舎建設に関する調査特別委員会等の報告書を見させていただいて、8月と、それから12月との報告あたりに、こういうふうな以前からの契約、設計関係の委託業者との問題等で報告があつておりましたけれども、これが、町内設計者がメイン設計者と2者でJVを組んで、町との契約をされておつたわけですけれども、これは町内業者が途中でそのJVを退任されたというようなことの報告があつております。

こういうふうな、やはり町長が掲げる4大事業の大きな歳出を伴う大事な事業でございますので、その辺のことでその報告を見るときに、これから、そういうふうな起つた経緯とか、そういうものを理解した中で進めていきたいなというふうな思つておりますけれども、その辺の町内業者が離脱した経緯等について、報告書だけではちょっと私もよくわからんところがございませんで、もう少し詳しく、担当のほうからでもお知らせさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

設計JVのほうで脱退されたという件でございます。

書類上は3月31日ということで、遡つて出されておりますけど、共同企業体のほうに本町の設計事務所のほうが、本業務を円滑に履行するためには、当事務所が企業体を脱退すべきということで考えたということで、企業体のほうに脱退の願ひが出されまして、構成委員の脱退の承認願ひということで、共同企業体のほうから、4月1日に脱退の願ひを受けて、お願ひしたいという、町のほうに承認願ひが出されているというところでございませんで。

これにつきましては、共同企業体側も脱退承認において、責任を持って今後の業務を履行することを約束するというので、今後の業務も円滑に行われるということで、町のほうも、それについて承認したところでございませんで。

ただ、承認の時期はどうしても、書類が出された時期が遅くなつたということで、8月に遡つた形で承認したという形になっているということでございませんで。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、理由ということで言われましたけれども、脱退された理由は何だつたんだろうかということで質問があつております。今、理由言われましたかね。答弁されましたですかね。（総務理事兼総務課長「言ひました。」）

7番。

7 番（永安 文男 君）

お互いにですね、やはり共同企業体というのはそれぞれの企業が組んで、それぞれの企業体質といいますか、企業に文化の違いもあります。そういうところで、やはりやっている中で、いろんな問題が出てきたりするというのはもう、あることではございますけれども、これが今、いろんな事情を総務理事のほうで話されましたけれども、詳しく、何があったのか。そういうところが詳しくなっていないもんですから、ただ、町との契約は令和4年の3月31日まで契約期間があったわけですね。それが令和3年の3月ぐらいにそういう問題が発生して、そして、8月二十何日の特別委員会で報告をされておるんですけども、それもまだ、町のほうに指導を願いたいというふうなことで、まだはっきりしてない。

このあいだ、11月ですかね、特別委員会の報告の中には、遡及してそういうふうな対応の処理をするというようなことで今、理事がおっしゃられたように、そういうふうな経過になっておるわけですけども、果たして、そういうことが、請負契約をした中で、そういうふうなことで町は申出があって承認を受けたというだけでいいのかどうかというのが、どうしても疑念が残るわけですね。

普通の工事関係では、いろんな問題が発生したときには、いろんな業者に対して、もろもろの対応の仕方というのは町はやるわけですけども、この報告書を見ると、やはり承認を受けたというだけで終わっておるようなんですよ。その辺に対してそれでいいのかなと思ったもんですから、こういう計数的な予算の計上のとき、私どもは何も言う機会がございませんので、この予算の費目の中でちょっとお尋ねをしていきよるわけですけども、本当にその対応の仕方でもいいのかどうか。

結局、業者に対する何かの法的な、事務的ないろんな問題の対応はしなくていいのか。それまでのあいだに、町はどのような指導をしてきたのかということをお伺いしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

共同企業体内部のことでございますので、なかなか、町のほうとしてどうこうするという部分はありません。あくまでも、町が契約したところは、一業者じゃなくて共同企業体という一団体に対して契約を結んだと。その中の一構成員が今回の共同企業体から脱退したということでございます。共同企業体自体はおのおの、その共同企業体の協定書等の中で結ばれた関係でございますので、町として、脱退した企業体に対して何らかの、いわゆるペナルティ的なものという意味合いかなと思いますけど、そういう部分につきましては、今回の業務が責任を持って出されると。

また、業務内容につきましても、抜けられたところが、意匠設計の補助や現地拠点の整備運営等を担当していたということでございますので、そこについては、本業務の施工で本町が支障を来すというようなことはないと考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

理由というか、その理由がいかげんなものかというのは明確になってないもんですからね、特別委員さんたちの中ではそこまで話してあるのかもしれませんが、私ども委員以外の委員はわからないんですよ。

ただ、私が申し上げているのは、ベンチャーを組むときの協定といいますか、取扱い関係の規定というのは、町からそういうふうな申し入れをして、受け取った中でそういうふうなことがあった場合の想定の仕事とか、そういうふうな規定関係というのはないんですか。

普通、契約を、2社でベンチャーを組んでいる契約ですよ。町との契約は、それが1社になるわけですよ、離脱することで。その離脱することによって、取決め事項は多分、JVを組むときにやると思うんですよ。そういう問題が、そういう規定の中にあったのかどうか、確認はされましたか。そして、それを町の責任としてどういう対応をするかとか、指導をするかということに対しての問題意識というのはなかったかどうかですね。

申し上げますと、共同体がそれだけの認識をされて今、総務理事、それだけの仕事をちゃんとこなしているから別に問題ないというようなことをおっしゃられたと理解しておるんですけどね。ただ、そういうふうに事務的に共同体をさせておくと契約しているのに、契約がですよ、結局、共同企業体って存在しなくなるって、私はもう考えているもんですからね。2社あるうちの1社が離脱すれば、それを共同体と言ったままで契約を存続させていいのかなという疑問があるもんですから、ここでちょっとお尋ねしたいなと思います。

もう最後、3問ですので、もうよろしいですので、一応そういうふうなことで、今後ですね、そういうふうな議論は当然深めていかなきゃいけないと思いますけれども、それぞれ、特別委員会が担当所管になってますので、その中でまた議論も深められたり、またそれぞれ、いろんな議会に対する問題提起があったときに、また指摘していきたいというふうに思いますけども、その辺含めて総務理事、お答えいただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

協定書の中身につきましては、ちょっと私も詳しくといたしますか、中身をちょっと覚えてないところもございます。脱退に項目がどうあったかどうかというのは、ちょっと記憶にございませんけど、基本的には、一般的な協定書には、基本的に脱退の項目がございまして、その中では、基本的には抜けられないということで記載されていたと思います。ただし、相当の理由があるときは、そこは可能かということで判断しております。

これにつきましては、うちのほうも弁護士等にもアドバイスを受けながら、ここはどうなるのかというような部分は、うちのほうとしても当然、相手方の企業体さんにしても、お互い法的にはどうなるのかということはしっかり検証した中で、このような形で処理しているということでございます。

まず、2社あって1社が抜けたということで、これは共同体の体をなさないんじゃないかということもございますけど、それは、あくまでも民法上は、これはあるということをおアドバイスを受けておりますので、そのような形で我々も処理したということもございますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

追加ですか。4問目になりますけど認めます。短く。

7番。

7 番（永安 文男 君）

今、いろいろまだ、そこまで、ちょっと私のほうも調べる時間的な余裕がちょっとないものですから、予算が提案されてから、そしてあと特別委員会の調査報告を見ながら、いろんな問題をチェックしていくわけですけれども、こういうふうに、佐々町の庁舎建設事業という大事な事業に対して、やはり担当の皆さん、それから特別委員会の皆さん方が一生懸命苦勞されてやってこられたのは敬意を表するわけでございますので、これについては誤解をいただかないように、そういう事業がスムーズに進んでいくようにというふうに思って、ただただそういうことで、いろいろ問題が生じないように、こういうふうな懸念される材料が出てきた場合には、一緒になって解決していきたいというふうに思っておりますので、今、総務理事が言われたように、弁護士に聞いたから問題ないとおっしゃって、それが果たしてそうなのかどうかというのは、今からまた、精査をしていかなきゃいけない問題かなと思いますので、最後に、追加させていただいてありがとうございました。そういうことで、意見として精査をさせていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで、44ページから74ページまでの質疑を終わります。

次に、74ページ民生費から111ページまでの労働費までの質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

86ページの児童福祉施設費の中の会計年度任用職員看護師パートタイムの方の報酬についてですが、これは看護師の方の報酬が、町立保育所の看護師の方の報酬って非常に低いのではないかということ、私ずっと提起をしましてまいりましたけれども、今回は、1名増員するということはお聞きしているんですけれども、今後、その報酬について、実際どのようにお考えなのかということについて1点です。

それから、次は95ページですね。新型コロナウイルスのPCR検査費助成についてなんですけれども、これについては、ちょっと個別のところ控えてなかったんですが、検査助成の期間ですね、いつまで助成するのかということについて伺いたい。

もう1点は103ページからですけれども、ワクチン接種の状況について、現状と若年者を含めた見通しがあれば伺っておきたい。さらに今、第6波のオミクロン株の減少傾向ということで、21日時点で一定のまん防が大体解除されるという見通しだと報道されていますけれども、そういう中で、こういうときこそやはり、検査体制をきちんと充実させるべきではないかというふうに思うんですけれども、検査体制の拡充について、どういう方針をお持ちなのか。

この間、施設等で集団感染も発生しておりますので、そういった意味では、やはり特に、高齢者施設だとか学校、幼稚園等々の、保育所等々での集団感染予防のための定期検査というのは強化すべきではないかというふうに考えるんですけれども、そのあたりについての方針があったら伺いたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

永田議員、3点やったですね。4点やったですかね。ページ86ページ、96ページ、103ページ。

漏れてますか、どうぞ。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

すみません。80ページですね。

敬老祝金ですけれども、私この間、先立って審議された敬老年金の廃止については私、反対しましたけれども、敬老祝金について、新設をするということでもありますけれども、いわゆる、今年100歳になる方、今年89歳になる方、今年78歳になる方、いわゆる、昨年喜寿、米寿、白寿を迎えられた方、そういった方々に対しての経過措置について、その後検討されておればお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

前回、御質疑の中で、看護師の報酬の見直しをということでは言われておりました。

今回ですね、保育士の見直し等は行っておりますが、そこも含めて今回、見直しを行ったということで、会計年度任用職員の全体の賃金の見直しという部分を、今後やっていきたいと思っています。まだ、実際のところは、看護師の報酬見直しについては行っていないという状況でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません。4点目の質問の80ページの敬老祝金についてでございますけれども、これにつきましては、今回の会期中に、条例改正等につきまして可決をいただいたところでございますけれども、今、御質問の御指摘のように、今年度に係る経過措置につきましては今、内部で協議をさせていただいているところでございますので、改めて内部調整ができたあとには御答弁をさせていただければというふうに思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

これ、ページが95ページですね。新型コロナウイルス感染症対策事業のPCR検査費助成の分につきましては、800万円計上させていただいておりますが、これ、令和3年度から引き続きということで、要綱は変わっておりません。内容は変わりませんが1年間、令和4年度中ということで、予算を計上させていただいております。

それから、104ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業費のところの5歳から11歳の範囲の子どもたちの対象者ということでございますが、現在、接種の予約票につきましては、全ての対象者に送付をさせていただいております。年齢が到達するたびに、追加の接種の予約票のほうも送付させていただいております。

現在、対象としていただいている町内の医療機関につきましては、前田外科と山口小児科ではございますけれども、現段階において、予約率というのが5%程度というふうになっており

ますが、さきに行われた県内の自治体のアンケート調査が行われまして、幾つかの市町がアンケートに対応したんですけれども、大体3割の方が、5歳から11歳までの対象者の方の保護者にアンケートをとったんですけれども、大体30%ぐらいが接種を希望されるというふうな前向きの御意見のアンケート結果ということでございました。皆様方がどういふふうなお考えでおられるかということはまだ、全体的には把握しておりませんが、事業の推進につきましては、広報、ホームページ等で周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、予約券の発送時に、厚生労働省が作成いたしました接種を推進するための、こういったものという詳しい内容を網羅したパンフレットを活用したものを一緒に同封させていただき、送付させていただいている次第でございます。

検査体制の充実につきましては、高齢者施設、介護施設等のクラスター等もございまして、大変そういった高齢者施設のコロナ拡充については懸念される所ではあります。県の検査キット配布事業が昨年中、令和3年9月ごろに、希望された高齢者施設等についての配布事業が行われております。

ただ、12月から1月ぐらいまでが期限というふうなことでございましたので、使用率というのは、そう高くはなかったという、はっきりした結果は公表されておりませんが、そういうふうな聞いておるところでございます。

現在、PCR検査の、うちの本町独自の検査費用の助成事業をやっております。県内にも幾つか検査会場ございますが、佐々町でも山田医院さんがPCR検査ができる機械をお持ちということをお伺いしております。最近でございますけれども、検査対象機関ということで、ホームページのほうにも追加記載させていただいた次第でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

すみません。最後の質問は、全体の、いわゆるちょっと質問が適切じゃなかったのかもしれませんが。3回目接種の見通しはどうかということが主な質問だったんですね。5歳から11歳については詳しく御説明いただいたので、それはそれでいいと思うんですけども、そのことについては、少し追加していただければということと、それからあわせてですけども、いわゆるクラスターが発生している高齢者施設等での検査キットの配布というのは、県が昨年やったきりで、その後はない。一時的なものになっているわけですね。

ですから、それについて、町がそれに代わってやるというのはできるのかというふうにするんですけども、実際にはそういうところでの、やはり定期的な検査というのは必要ではないだろうかというふうに考えるものでありまして、そういう点で、町としての独自施策というのは考えるべきではないかということと、それから、県に対してもそうした要望を上げていくことは重要ではないかということは申し上げておきたいと思っております。

それから、80ページの先ほどの敬老祝金の経過措置については、内部で協議中ということではありますが、町長のほうからは、何とかしますというお答えであったかというふうにするんですけども、町長そのことは何とかしますということで、確認してよろしいでしょうか。ぜひお答えいただきたい。

それから、86ページの看護師報酬については、保育士はやったけれども、看護師はまだと。看護師は、いわゆる処遇改善、コロナに関与するという条件についてはありますが、現実には区分はないわけで、現場ではですね。コロナにも当然対応するわけで、そういった意味ではやはり、看護師の報酬見直しというのは非常に急務ではないか。

それは、いわゆる一般論としての会計年度任用職員全体ということだけでなく、やはり、看護師に特化した対応というのが求められるのではないかとということも申し上げておきたいと思えます。

3問目はわかりました。

4問目については、追加をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

すみません、先ほどの5歳から11歳の子どものワクチン接種につきましては、ちょっと言い忘れておりましたけれども、努力義務ということでやっておりますので。（議長「3回目の接種ということで聞かれておりますので。」）

ちょっと追加で修正というか、追加をさせていただきたいと思っています。ちょっと説明が足りなかった部分がありました。

3回目の接種につきましては、昨年12月から医療関係者、それから高齢者、それから現在もずっと接種を迅速に進めております。3月14日現在でございますけれども、3回目の接種率が48.57%ということとなっております。

8か月から6か月の前倒しという国の方針等々変わってまいりましたので、こちらからの接種券のほうを、その都度送付させていただき、週2回から週3回に接種回数を増やしておりますし、前倒しでやっておりますので、迅速に進めておるところで、今のところスムーズに進めておるところでございます。

検査キットの配布につきましてはのことをおっしゃられましたけれども、PCR検査の正確性といえますか、そういったところ一般的に70%と言われております。約3割の方がウイルスを保有したままの陰性という結果が出てしまうとかいうこともございますし、これで陰性だったということで、これがクラスターにつながるというおそれもあるということもあります。

本町といたしましては、検査のキットの配布については、現在のところ考えておりません。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

80ページの敬老祝金のことでございますけど、先ほど、この前もお話しましたとおり、経過措置についても十分、担当の課長にもお願いしてありますので、そういうことでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

保険環境課長の答弁で、PCR検査の、いわゆる必要性といえますか、その正確性について、30%は偽陽性だというようなお話がありました。それはキットの間違いじゃないですか。そうですね。抗原キットの間違いですよね。そこは訂正いただきたい。PCRの場合はもっと精度高いわけですから、必要があれば、定期的なPCR検査もやっていっていいわけで、現実にク

ラスターも起きているわけで、そこはやはり、きちんと対応をしていくべきではないかということ、それから3回目のワクチン接種について、確かに全国平均よりは10%ぐらい高いんですけども、やはり見通しを持って、いわゆる6か月にこだわらずに前倒しというのは構わないというふうになっているわけですから、現実にはね。だから、そこはやはり、1日も早く7割、8割という水準をつくるための取組み、計画というのを立てるべきではないかというふうに思います。お答えがあればどうぞ。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

先ほどのPCR検査と私がお答えしたものは抗体検査キットということで修正させていただきたいと思います。

議員御指摘のされました定期的な検査、それとか集団接種のスムーズな接種の推進といえますか、そういったものにつきましては努力してまいりたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。
6番。

6 番（阿部 豊 君）

該当ページ、2点お伺いします。

82ページ、今回、多世代包括支援事業費、多世代包括支援センター、機構改革のもと、創設されておる中で、会計年度任用職員の社会福祉士の任用を1名ということで、新たに計上されております。

勉強会で確認させていただいたところ、スポット業務なのかという問いに対して、スポットではありませんということでございました。会計年度任用職員の任用のもととなるものは、いわゆる補助業務と基幹的部分ではなく、恒常的部分は正規職員で担うべしというような国からの指導もあっておる中、今回の機構改革においてはボトムアップで、職員数を増やすという部分について議会も理解しているところでございますが、その分になぜ含まれていないのか。今後、正職化していくということなのか、たまたま、今年度に限っては間に合わずに、やむを得ず会計年度任用職員の任用でいっているんだということなのかの確認をしておきたい。

あわせて86ページ、私がかねてから一般質問でも求めております、議論させていただいております公立保育所。依然として、いわゆる会計年度任用職員の予算が計上されております。これも、基本的に今回の新年度に向けた機構改革にあわせ、公立保育所の町内一円堅持については、町長とも長々と、何回となく議論をさせていただいて、その必要性においては、町長も認識されているのと私は理解しておりますが、先般の一般質問の折、会議に諮り検討し結論を導きたいというような御回答がありました。そのタイミングがいつごろになるのかを確認をしておきたい。2点。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

社会福祉士がスポット的な雇用かということで、うちのほうが、いや常勤ですということで、勉強会の折、御返答させていただきました。

介護保険法において、地域包括支援センターは社会福祉士、これに準ずるものを常勤の職として配置することとされております。本町の条例も同様に定められているということでございます。

勉強会の折の説明においてスポット的な雇用ではないという説明をいたしておりましたけど、正規職員として継続的に雇用を行うにあたっては、職員の定員管理計画との整合を図る必要もございますので、最終的には、今後行う定員管理計画の中で整理させていただきながら、今回の会計年度職員につきましては、あくまでもスポット的な雇用ということで発言を訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

2点目の公立保育所の件ですけれども、町長が以前の一般質問等の答弁でも話をされたように、12月に1回目の子ども・子育て会議を実施しておりまして、また、2回目の会議を、できれば今年度中に実施をしたいというふうに考えているところでございます。

あと、新年度に入るかと思えますけれども、3回目、4回目というふうになっていくのか、会議の進捗は見極めていきたいというふうに思いますけれども、なるべく早い段階で、議会のほうに状況を御報告できるように進めていければというふうに思っておりますけれども、御質問の見通しという部分では、担当課長としては、大体夏ぐらいまでは、方向性について内部協議も含めて整理を進めていけるのではないかとこのように思っているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、課長からお話がありましたように、子ども・子育て会議の中でも議論されているということも私も聞いていますし、その中でどういう判断があるのかということで、私もそれを確かめながら、皆さんとまた協議をして決定をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

再確認させていただきます。

勉強会ではっきりしたのは、原課において、会計年度任用職員等々の任用においては、それぞれの原課が要望するが、その総括取りまとめは総務課が行うというふうな説明がありました。であれば、機構改革まで行いながら、会計年度任用職員、多世代包括支援センターに社会福祉士は必要だということをお原課のほうに上げてきたときに、この業務が恒常的な業務につながる

のかという判断を総務課は行い、定員管理計画は今年度中にされるわけでしょう。その前に前倒しで機構改革の案をつくられてきて、上がったじゃないですか、条例を。何で含めてしとかっさんですか。できとかんばつとやなかですか。私が質問したから、スポットですと言い換えられましたが、業務の性質はスポットなんですかということ聞いていますよ。

勉強会するとき、担当は業務の性質がわかってスポットではないという答弁でした。当然だろうなと私も認識しました。その任用の在り方を、スポットでないなら、正規職員化すべきじゃないかという議論を、なぜその際にあつてしかるべきであつたのに、今後しますという意見にすり替えられるのかが私は納得できませんね、はっきり言って。再度、その点は答弁を求めたい。

業務の性質がなんで、今回、正規職員を置かなければいけないけれども、配置できなかったから、来年度に向けてはそういった方針でいくんだということのまとめができていいのか、そこを確認しているんですよ。

町長においても、会議のあれを待つてということでしたが、先般、選挙をされて集大成だと町長おっしゃられています。残り、我々と任期は一緒ですから、あと4年もないわけですよ。来年度にはその方針をはっきりする意向があられるのか、そこは再確認をさせてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどの支援センターということで設置することにあたりまして、やはり、総合の窓口というのは、これは社会福祉士を置くという機能を果たすためにはやらなきゃならないということをお我々も思っているわけでございますけど、これが今すぐ、正規職員なのか会計年度職員なのかというのは、ちょっとまだ私も、今決めかねておりまして、明確な回答というのを持ってないわけでございます。

しかしながら、町としても今後、やはり正規職員を採用する方向というのは考えていかなきゃならないということで思っていますので、御理解をいただければと思っております。

それから、もう一つの件でございます。これは私どもも今年度中というよりも、来年度中には結論は出さなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、任期は3年しかありません。その中で、やはり町としてどうするのかというのははっきり出さなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

正規職員か、会計年度任用職員かという判断は、佐々町の行政サービスとして住民に対して恒常的な行政サービスを行っていくんだという内容の趣旨であれば、当然正規職員であるべきだという指針は国が出されている。スポット的な部分は、補助業務等々において、会計年度任用職員でやむなしという部分はありますが、ましてや、士業という部分の専門的な部分ですから、そこは恒常的な技師として正規職員化を図り、切れ目のない住民サービスを、福祉の向上に向けて行っていただきたいと思っておりますので、その点は認識していただきたいというふうに思います。

来年度の公立保育所の部分については方針がわかりましたので、期待をして待つておきたいと思っております。

質疑を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

96ページ、勉強会の折に受けました佐々町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定委託、予算上から見れば、私の試算では500万円ほどになるようですけど、この件についてお尋ねします。

御存じのように、この必要性については理解しておるわけですが、まず、この事務事業ですから、役場関係の施設とかそんなものだろうと推測はするんですけども、これをして、来年度に向かって今度は町全体のあれをつくるのかなというのを思っているものですから。御存じのように、今、町長をはじめとして4大事業といいますか3つの事業、庁舎建設とか、し尿の前処理施設合わせましてじんかいの施設の改修大工事が進む中で、これをすることによって、非常に事務量が増えるのではないかと私は懸念しています。

その中で、課内全員、こういう地球温暖化について共有した認識を持っておられるのかということはず、職員の中で計画性を持って、町の方針として地球温暖化に向かって町としてどう考えているのか、それをまず、予算計上しなくて、前の段階でしっかり持って、どうしてもだめなら、できない分は業者に委託するとか、そういう方法があるのではないかとということで思っていますので、質問していきます。

まず1点目ですね。まず見ましたら、総合計画にこの地球温暖化についての事項をじっと見つけてみましたが載ってない。この中で、何年先の京都議定書からずっと改正になってますですね。総合計画つくるときにも、こういうのは既にわかってたことだから、そういう項目を見つけたけどない。どういう位置づけとるのか。

私が常日ごろ言っているのは、各種の計画にのっとったのを予算化しなさいということで申し上げているものですから、それが載ってないのはどうしてなのかということでお尋ねします。

2番目は、さっき言いましたとおり、全職員が共有認識を持って温暖化について理解しているのかと、まず、それを2番目にお尋ねします。

3つ目、内部体制はどのようにとって進めていかれるのか。事務事業編のこの計画を立てていくときに、それをします。

あとスケジュール、どのようなスケジュールで進めていこうとされているのか。具体的に、優良な計画を立てた市町村ありますから、多分研究して、こうやってつくっていこうというお考えはあって予算要求してこられていますから、そのスケジュールを何年間でどうやっていくのかというのを聞きたい。

あとはまず、そして、やはりこういう新しいのに取り組むなら、議会のほうにも、町の考え方とか所管の常任委員会に報告してほしい。ましてや、調査を私たちはしたいと思います。

そういうことで今、幾つか言った、6つぐらいですか、答弁願いたい。担当課長しか分かんはずです。

議 長（淡田 邦夫 君）

間もなく12時になろうかとしております。一応、執行においては今、9番議員が質問の4項目、そういうことで4項目か5項目、質問されましたけども、昼から答弁をお願いしたいと思います。

しばらく休憩します。

(11時58分 休憩)

(13時00分 再開)

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、休憩前、昼前に、9番議員から地球温暖化の質問が出ております。執行の答弁をお願いいたします。

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

9番議員から質問を受けての休憩になりましたので、答弁させていただきます。

予算書96ページの委託料、佐々町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務委託料について、総合計画に載ってないということであるけどもということなんですけども、総合計画の83ページを見ていただければ、これはごみの問題を中心とした減量化、資源化を進め、環境負荷の少ないスタイルを確立するという基本の目標が、自然環境を守り続ける町というところでございます。

課題としての廃棄物の排出抑制、それから、環境への負荷が少ない循環型社会を実現するためにということ。それから、町民、事業者、行政がそれぞれのライフスタイル、ビジネススタイルを見直し、省エネルギー活動に取り組みます。また、自然エネルギー活用もあわせて推進しますということもございます。

確かに、今回おっしゃるとおり、策定計画に特化したことは記載しておりません。今回、委員会でも、勉強会のほうの折にも申し上げましたとおり、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、今回は策定について取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それから次の質問です。全職員が理解しているのかということでございます。

地球温暖化に対して全職員の理解は必要というふうに考えております。現在も庁舎内のごみの分別、廃棄物につきましては産業廃棄物も分別を開始、きちっと処理しておるところでございます。排出量削減に取り組んではおりますけれども、今後は内部委員会などの設置も検討しながら、職員一人一人の認知度の向上を図り取り組んでいきたいと考えております。

内部体制についてどう考えているのかということでございます。

保険環境課を中心に各課に協力体制を整え、内部委員会などの設置体制を構築しながら取り組んでいきたいと考えております。

スケジュールでございます。スケジュールについてという御質問でございます。

令和4年度の第一四半期を目標に内部委員会等を設置し、令和4年度中に計画を策定していきたいと今考えております。

国は平成28年5月13日、地球温暖化対策計画を閣議決定し、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比較、26%程度削減することを、国際気候変動枠組条約事務局に提出されました。削減目標の26%の地方公共団体を含む業務その他部門では、約40%削減を目標にしており、温室効果ガス排出量の削減に向けた行政自らの率先した取組みが求められておるところでございます。

本計画につきましては、2013年度を基準とし、2023年度から2030年度の国の閣議決定された2030年度までという目途の中で、8年間の計画期間を想定しておるところでございます。策定期間は主に半年ということと考えておるところです。

議会の報告ということで、今後も議会に報告しながら、当然ながら報告をして、計画策定に

ついて、皆様方からの御助言等をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

非常にざっくりとした回答でございましたけども。総合計画の中にね、13番、気候変動に関するあれはマークだけあるんですけどね。私が言いたいのは、気候変動に対する今の佐々町の課題とか解決とかね、そういうのを項目として上げるべきじゃなかったのかというんですね。

それを、まず現状把握を町内のみんなが共有して、どういう状況にあるかというのをまずつくって、それから、できない部分については委託にするとかいうのをすべきじゃないかと思うとるもんですから、まず、ほかの市町村がつくっている優良な町があるから、それで一遍つくってみて、それから進めていいんじゃないかなという考えを持つとるもんですから質問しているわけです。

そしたら、もしこれができれば、来年は町内全域のをつくるんですかというのをあわせて聞いたはずですけど、どっちにしても、全町民にお願いして協力願ったりせんばごとなるもんですから。

そういうのは、単独事業を使ってするんじゃないくて、ことしはそういう体制で考えておるなら、町内部で担当課が、勉強会の折は専門じゃないからとおっしゃいましたけど、そんならどこも頼るところない、建設課がしてもらえばそれでよかでしょうけどね。環境衛生は構えとるから、やっぱりそこは専門性を持って仕事をしてもらわないと困ると私は思いますから、そういうところを聞いたんですよ。

ごみの減量化とか花いっぱいとか、それは書いてあります、ここに。果たしてそれがね、計画に求める、何を幾ら削減するのか。目標が40と言われたから、今の佐々の役場のそういう対象項目は何かわかりませんが、今、現状はこうだから、何年計画か分かりますけど、今、この現状だから、目標には幾ら、さっき40なら40で結構ですよ。現状がどうなのかというのをやっぱり。それはもう内部で、課内で、担当課がそれぞれ施設管理しておるもんですから、やっぴいかなばとは思ひます。

ですから、何を幾ら下げんばか、その課で全部違うから、現状は幾らかというのは今年度にそれぞれ電気代を見ながらあれして、まず基礎数値を抑えて、2013年ってさっきおっしゃったですけど、それはもう、昔と比較する問題じゃないです。3年度の2021年で比較して、2030年とやっぱり、そういう計画を立ててもらいたい。昔と比較して幾ら減ったというのは意味ない。そういうことを言いたいとです。

ですから、どういう、例えば電気代は幾らに、目標まで下げたいと思うとですか。そういうのはやっぱりつくつとかなないと。予算がついたから、業者にばばっとやったらさ、半年後にしか着工せんとはですよ。やっぱり基礎数値はちゃんとおさえてやるべきということですから、この予算は無駄と私は考えておりますから。

じゃあ、お尋ねしますよ。

ここにSDGsの開発目標13に、マークがあったとこだけ言ひますから、13のマークが。

3の2にあったですね。身近な交通ネットワークの広域ネットワークを確保するというのがあるとですね。ここで何を温暖化にしようと考えておるのか。

それから、おいしく安全な水を供給するというのは、これがどういうところが温暖化につな

がるのかですね。

さっき言われたごみの4の2のごみの減量化、資源化、これは分かります。ごみの減量化して、今あるのを熱が出ますけん、それをいかに下げていこうというのかね。この3つはあったとです。そのマークがあったとこだけ言いよる。

もっとあったのは、3の水環境を守り育てるところにマークがありましたね。そして、3の8にもあった、町の防災力を高め被害を最小限にとどめる。それぞれマークのあったとこだけ今言いよるとですけど、これが多分、地球温暖化関係のマークだろうと思うんですけどね。それぞれどういう取組みをしようと思ってあげてあるのか。そこを聞きます。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（13時08分 休憩）

（13時09分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

2問目で、さっきのは書いてあったのを言いよるだけですから、あとで。将来的に、もし計画するならそれぞれで、この項目のあがったとばね、あげてこんばごとなるはずですよ。具体的にどういう削減計画はしていくのかというね。一旦、まず、去年、3年度の決算を踏まえて、どういう状況かをまず把握せんと、基準年度はさっき2013年と言ったけど、そういうのはさっきだめって。2021年度の3年度の結果を見てつくり上げなくちゃいかんということで、決算が出てからそれぞれ、伝票とかいろんなあれを見てされると思うんですよ。それを基準で、国とか目指しておる40%ですか、それを参考するとなれば、目標を持ってそれぞれの課が、この分についてはCO2幾ら削減できるとか、いろいろよう分からんですけど、項目がいろいろあるごたっけん、計算式もあるから、式は簡単やろうと思うんですけど、そいけん、それはね、自分らでできると私は認識しとるとですよ。業者に委託せんでも。要するに、率ば掛けていけばよかけん、基礎数値によってですね。そして、全体で何%になるはずですから。ですから今年度は、まず、内部の策定委員会に向けての委員会をつくって、どういう項目をつくっていくかをつくり上げて、そして常任委員会に、こういう考え方で温暖化には取り組みますよとか、そういうのを決定していただいてから、それなら取り組もう、町内、事務事業編ばね。そして、町全体の地域編をつくり上げると、そういうスキームが私はいいいんじゃないかと思って質問しとるわけです。町長どうですか、もういいですから、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この地球温暖化というのは大変、今厳しい、地球規模的に地球の温暖化が叫ばれていまして、気候変動とかいろんな面で多大な影響を与えるということで、国も急に、この温暖化の実行計画の策定ということで、これは先ほど、法的な根拠が出てきたということでお話を聞きました。

やはりこれを、策定計画というのは立てなければ、私たちもならないとは思っていますけど、

やはりこれ先に、須藤議員が言われたように、多岐にわたっているわけですね、これは。いろいろな方面から地球温暖化というのが多岐にわたっている。ごみ処理だけではなくて、いろいろな関係があるということで、町としても、関係各課がまたがるわけでございますので、やはり、内部検討委員会というのは、もちろん立ち上げなければならないわけでございますけど、その中で十分検討しながら、予算の執行についてはやはり、議会の皆さん方ともお話をしながら、町としてこの意見を聞きながら進めさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

予算は使わずに、使う前に、町としての考え方ですたいね、温暖化に対する。例えば、庁舎をつくる時に太陽光をお願いしたいと言ったけど、高いからできないとかね、これが取組みなんですよ、お金かかるから。公用車についても電気自動車にするとか、そがんとを検討するとかですね。そしたら、みんな近くの方は、車は使わずに歩いてきなさいとか、いろいろ想定されるわけですたいね。そこら辺をやっぱり全課で話し合せてね、まず、執行についてはよく検討してしないと、予備費に動議出して出そうと思っておったんですけど、そこら、ちゃんとしてもらわんと困るわけですね。もう一遍、そこら辺の執行について、通れば使うかもわからんけん、心配しとるわけです。もう一度、町長、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

予算の執行ということで今、須藤議員からのお話がありました。予算を組み立てる、組むわけでございますから、予算の執行については、どちらにするにしても、皆さん方と諮りをしながら、この内部検討委員会も立ち上げなければなりませんので、それについては、皆さん方と御相談をしながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。

これで74ページ民生費から111ページ労働費までの質疑を終わります。

次に、111ページ、農林水産業費から142ページ、消防費までの質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

127ページ、地域おこし協力隊事業費を、質疑をさせていただきます。

これまで、佐々町においても地域おこし協力隊に係る事業については商工編、農業編等々行ってまいりましたが、他地区から優秀な人材が来ていただいて、新たな風が吹いたという部分も、大いに有益であった部分はあったというふうに理解はしておりますが、他方、そもそも論

として、地域おこし協力隊の皆様の持ったモチベーションを生かしていただき、本町に定住、定着を図るのがそもそもの目的であったと。また任期後、起業していただくような方向をもって、定住・定着をというようなのが最終的な目標で、その成功事例は他の自治体に多くあると思っております。

しかしながら、先ほど来申しますように、本町は結果、その部分については結果が残せてはない。表現が正しいか、その部分については失敗をしてきているというふうな認識をしております。

そういった総括をなされずに今回予算化をされております。せっかくの学習会であったにもかかわらず、その部分の総括的な執行側の説明は何らございませんでした。質疑は本会議でということでしたので、私はそのポイントについて、佐々町の総括を伺って、また議論を深めたいと思いますので、これまでの活動等の総括についてお伺いして、どのような総括をされて今回取り組まれるのかという部分についてお伺いをしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

今、御質問いただきました地域おこし協力隊についてでございますけれども、本町におきましては、平成27年度から募集をしているという状況でございますけれども、まず、実績といたしまして、商業での創業の希望者が2名、それから、農業の就業希望者が4名、計6名が今、実績で残っているわけですが、いずれにしても、創業、就農、定住に関しては達成することができなかったというのが現状でございます、反省点でもございます。

原因といたしましては、全国的な傾向でもありますけれども、1つは受入れ側のサポートの不足、そういったものがあげられると思っております。他市等の成功事例を見てみますと、必ず職員1名ですね、担当者を配置をされて、週1回以上のミーティング、それから関係機関との連携ですね、こういったことで活動されているというようところが成功の事例とお聞きしております。

ただ、本町の状況でございますけれども、創業希望者のときは、制度自体が始まったばかりということもございまして、どのようなことをさせていいものかというところが私たちも認識不足というところでございました。

就農希望者のときも同じく、ほとんどが研修先、農家さんのほうにお任せしていただけたというところもございまして、隊員等の要望等も聞けなかったというところが、コミュニケーション不足ですね、こういったところが達成できなかったというところでございます。

今後に関しましては、県の地域おこし協力隊のOBがいらっしゃいますので、県の地域おこしネットワークという団体が立ち上がっております。そういうところの団体と連携をとりまして、今後、研修会等を実施いたしまして、新年度でまた、募集をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

サポート不足、町のサポートについては体制が整ったということですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、課長が申しましたように、なかなか始まったばかりで、地域おこし協力隊をどうサポートするのかというのがなかなかできなかったということで、大変な反省面があるということで、今答えたわけでございますけど、やはり、町としましても、今後受入れるからには、やはりサポートといいますか、長崎県でも、地域おこし協力隊のOBと協力してから、長崎県の地域おこしネットワークという団体が、今度立ち上がっていますので、それとやはり協力をしながら、研修会とかいろんな相談窓口の設置などしてから、やっぱり十分なサポートができるような体制というのを整えていかなければならないんじゃないかと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

はっきり申し上げまして、どれだけ修正がなされて、体制整備されたのかというのが、具体的に理解できていません、私自身。45ページ、46ページに事業の内容を書かれておりますが、結局、人としてこういった事業に協力を行えますと、で、完成形は何ぞやという部分について、いわゆる商業系の意向を持たれた方の採用をもって、定住・定着を図っていくというような趣旨のものなのか。

この事業の内容を書いているんですけど、この協力隊の方のための部分という部分が、文面を読み解きますときに、ちょっと理解できない部分がありましたんで、こういうことをしますよということは書いてあるんですよ。町主体の既存イベントの盛り上げを図りますとか、空き家店舗対策商店街主催へのイベントへの協力を行います。そればかり行うのかと。その協力隊の人たちが3年後の将来に向けてどのような能力を發揮していただいて、定住・定着につなげよう。

サポートは県の団体があります。してもらおう。町もサポートしますよ。商業系で2人しました。農業系で4人しました。農業系の方は結局、近隣の市町のほうで就農されているという話も聞き及んでいる部分がありますよ。なぜ佐々町でできなかったのかと。原因は本当に突き詰めて分析されているのかなという部分が、私自身分からないものですから。同じ轍に3年後はならないかと危惧して質疑をしております。

私の質疑の趣旨は、同じ轍になりませんかというような趣旨ですので、ならないので予算を計上されているんでしょうから、もうちょっと詳細の説明と意気込みを、我々議会に伝わるように説明していただけないでしょうか。最後です。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

今回のまず、予定としては今、議員がおっしゃったとおりでございまして、観光部門では観光協会とタイアップしまして、商工の部門では、地元の商工業者と空き店舗事業と商店街のイベントなど、こういったところで実施を考えているところでございますけども、今おっしゃいましたとおり、分析等、過去のデータ等が今とれてないという状況でございます。なので、そ

ういったところをしっかりと分析等をしていきまして、今回実施をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

課長、今の修正とか分析ということでは言われましたけども、いつぐらいまでにとというような、そういう計画があれば言っていただけませんかでしょうか。

産業経済課長（金子 剛 君）

その件に関しましては、今後いつまでにとすることはちょっと今、控えさせていただきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

事業の進め方に大きな問題があると思えます。総括が先です。総括して分析するのが先ですよ。それもできとらずに、また同じ轍を踏むような予算を計上しましたというふうにはしか私は聞こえませんでした。総括、分析をして改善をし、再度チャレンジするというのであれば意味は分かるんですけども、説明の内容は、これから分析しますでした。非常に残念です。意見として申し上げておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

今、担当課長のほうも、先ほどからミーティング不足とかということで報告をしておりますけれども、実際、聞いておりますと、ミーティングとかコミュニケーションの回数が不足したということでございますので、今後は、最低でも週1回のミーティングなどを行いながら、町としてサポート体制に強化をいたしまして、隊員を受け入れたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

142ページ、最後のところですけれども、県の防災訓練負担金というのが、ことし、松浦である防災訓練に負担金を出すという予算が組まれています、町の防災訓練については計画はないのか、そういう予算計上というのはないのかということと、それからもう1つは、ここはちょっと科目が違うのかもしれないんですけども、時期的に、これから大雨の季節を控えているということもありまして、自治体によっては、その域内の点検ですね。要するに、梅雨時の前に崖崩れの危険場所はないのかとかという点検をしたりということがやられていますけれども、規模は小さいんですけども、佐々町でも毎年崖崩れの被害というのは起きていますから、そういった意味では、事前の取組みというのは非常に重要なんじゃないかと思えます。そういった予算というのは防災のところ、消防関係のところには計上されていないのか、ほかにあれ

ばちょっと教えていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
今、2点あったですね。
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

町の防災訓練についてということでございますけど、防災費のほうに町の予算として、消耗品として2万円ほど組ませていただいております。これは昨年、神田さざん花地区で防災訓練を行っておりますので、このような形で、町全体のというのはなかなか一気に厳しいと思えますけど、地区を絞った中で、防災訓練は実施していきたいと思っております。

次に、災害時の点検ということでございますけど、こちら、内部的に毎年、危ない崖とか道路とか河川とかという部分につきましては調査を行って、大雨時の前に調査を行って、点検を行っているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

コロナ禍でもありますから、なかなか大掛かりな訓練というのは難しいのかというのは分かるんですけども、1か所2万円というのは、ちょっと余りにも少なく、30町内会あるわけですから、30年かけてやるというわけにはいかないわけですから、やはり、防災訓練についてはいろんな工夫も必要かと思えますし、集会的な訓練というのも、リーダーを集めた訓練だとかというのは様々に計画されるべきではないかと思えます。

例えば、避難所の開設訓練もありましたけれども、そういった取組みなんかもやっぱり、人も変わりますから、毎年必要なのではないかというふうに思えますので、是非、そういったものは拡充すべきではないかということ。

それから、梅雨前の点検についても、やはり、点検危険箇所を、昨年も毎年やられているんだと思うんですね。そういったところについて、前年度、危険を認定したようなところにどういうふうに手が打たれてきたのかということ、毎年やっぱり、そういうチェックも必要なのではないかというふうに思えます。

いずれにしても、防災の取組みは、やはり平時のときの取組みが極めて重要ということでありますので、是非、強化を図っていただきたいというふうに思えます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

御意見いただきながら、防災訓練のやり方等も検討していきたいと思えますし、先ほどの災害時の危ない危険箇所ですね。そちらにつきましては、ハード対策で対策ができたところという部分につきましては、そのリストから外すというような形で、毎年毎年、精査は行っているということでございますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これで111ページ、農林水産業費から142ページ消防費までの質疑を終わります。
次に、143ページ教育費から187ページ予備費までの質疑を行います。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

観光にも関係してくると思うんですけども、この168ページの文化財について、ちょっとお尋ねします。

ここに文化財、文化財とかいろいろ書いてあるんですけども、この文化財というのは、国、県かどこか分かりませんが、指定した文化財だけなのかということなんですよ。

以前から佐々町で指定した文化財ということ、幾つあったんですかね、7つぐらいあったんですかね。今もう忘れてしまいましたけど、場所も忘れてしまいました。やはり、町が決めた指定した文化財ですから、まず、今あるものを生かしたまちづくりというんですか、それを目指したらどうかなと私は考えているもんですから、ある程度、コンクリじゃなくて、今ある石とか近くの木材、竹なんかで整備をしたりして進める予算はこの中にはあるのかどうか。町指定の文化財についてのあれは計画されたのかということところがちょっと気になるところでございますので、どのようにお考えなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

そして、もう一つちょっと、勉強会で尋ねればよかったんですけど、報償費の中に文化財清掃謝礼金ということと、委託料のほうに文化財清掃業務委託とあるんですが、この中身の違いをちょっとお尋ねしたい。2点、答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、168ページの文化財の件でございます。

まず、こちらの費目の中には、県の文化財、それから町の文化財を含めたところで、予算のほうを組ませていただいております。

それから、町の文化財であったり、そういったコンクリでなく、石等での文化財の整備を図っていくというところでの予算については、本年度は計上はしていないところでございます。

それから、報償費の清掃謝金と、それから委託料での清掃委託料の違いでございますが、報償費の清掃謝礼金については、町内会のほうに清掃をしていただいております、そちらのほうへ謝金としてお渡しするというものでございまして、12節の委託料についてはシルバーさんへの委託ということで整理をしているものでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

今年度は、町の文化財についてもしてないということは、昨年度はどうですか。過去はどういう状況だったのか、ちょっとお尋ねします。

それから、上のほうの町内会の報償費ということは、例えば、町の文化財が10あれば、全部をそこでお礼で出しているんですかね。そこら辺確認を、答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず、謝金のところでございますが、こちら、1か所で狸山支石墓ということで、県指定文化財の清掃で予算を組ませていただいております。

議 長（淡田 邦夫 君）
それから、過去はどのようにということで、
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

申し訳ございません。過去の分については、私のほうが今、手持ちございませんので、後ほど回答させていただけたらと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

そしたら、前の担当の課長でも結構ですけど、分かって予算化されておれば。分からんならもう、財政課長でもよかです。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

(13時37分 休憩)

(13時40分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

過去における文化財の保存活動でございますが、平成27年、28年でございますが、皿山の登り窯のほうの補強・補修工事のほうを行っております。それから、大日山山城があるんですが、あそこに墓石がございます。あの保護をする柵を設置するなどの工事を過去に行っていました。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

やはり町が決めた文化財ですから、定期的に予算化して、やっぱり気安に行きやすい施設に

つくり上げるべきじゃないかと思しますので、是非、今後検討していただければと思いますが。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、須藤議員さんから御指摘いただきました文化財の保護についてでございます。

これについても観光資源にもなるわけでございますので、町として文化財の保護っていいですか、そういうことについてはやはり力を入れてやっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。

これで、143ページからの教育費から187ページ予備費までの質疑を終わります。

次に、歳入歳出全般的な総括の質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

総括で質疑させていただきます。

第2表継続費、衛生費、清掃費、クリーンセンターの基幹的設備改良事業について、予算書においては109ページ、工事請負費等設計施工管理業務が上がっているのがその分じゃないかなと思います。年度割としてはですね。

まず、お伺いしますとともに再確認させていただきますが、先般来の私が何度となく質疑をさせていただいた中で、基幹的設備改良事業につきましては、設計施工の一括発注型で行いたい旨の説明は受けておりました。そういった際の議論としましては、いわゆる現在工事発注支援業務委託が令和3年4月21日契約で、工期としましては4月21日から本年2月28日までの業務委託契約がなされた状況であるのは入札結果報告等で確認をさせていただきました。私もちょっと勉強不足の点がありましたんで、いろいろ自分なりに調べてきましたけれども、執行の説明はいわゆる支援業務のコンサルが発注者の補助者・代行者である旨の説明がなされていたと思いますけれども、私も調べてみましたけれども、その発注者、補助者の代行者という立場になり得るのはコンストラクションマネジャー、いわゆるCM方式を採用された場合、その方が、いわゆる技術者が不足しておったり、設計積算・施工業者の選定・施工等の監督等を小さな自治体で行うのが難しいという場合に代行者CM方式があると。あたかも、このCM方式のコンストラクションマネジャーがコンサルタントであるような趣旨の説明を答弁がなされたと思いますけれども、それは違うのではないかという確認が1点。

また今回、継続費として令和4年度から6年度まで総事業費32億7,000万という佐々町の4大事業の庁舎建設事業よりも大きな事業費、これがいわゆる支援業務委託が令和4年2月28日までの工期であるにもかかわらず、いわゆる成果品を待たずして予算を固められたのかというふうな疑念を私は持っております。私どもは議会議員として、住民の負託を得てこの場で質疑させていただいておりますが、執行権はあくまで当局側にあられ、我々はチェック機関としての立場でしかありませんので、その業務委託の詳細な内容等々については知り得ませんけれど

も、結果としてみれば、私は成果品を待たずして予算を固められ、予算計上がなされているのではないかという疑念があります。そういった点について確認をしておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

2点。
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

業者から提出される見積書、見積設計図書の内容、これは見積り依頼を行ったという、さきの総務厚生委員会の折に説明いたしております。その内容について、本庁の事務担当者と町が発注する基幹的改良支援業務の委託事業者、双方によって、町と双方によって精査をいたします。この委託事業者との契約内容につきましては、聴取した見積設計図書について技術面・金額面の審査を行い、必要に応じて最終発注仕様書に反映させると記載されております。設計計画の妥当性に関する審査とか、あと各種設計計算書の審査、それから各種図面の適切性に関する審査、各種設計計算書、工事仕様書、図面、および見積書の整合性に関する審査、交付金対象の有無と設定の審査、基幹的設備改良支援工事に必要な工事の工事フローの審査、概算工事費算出の審査、そういったもろもろの内容を契約に記載し、請け負っていただいております。

また、技術要件といたしまして、管理技術者には衛生工学部門、廃棄物、それも資源循環・廃棄物管理——（6番「いや。議長。」）

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

僕が聞いているのは、まず、ばっちりした佐々町の意向を執行代役として受けられるような立場にコンサルがあるのかというのを1つ確認している部分と、それちょっとずれていると思うんです。今説明されているのは、その業務支援の内容と我々が分からない部分を説明していて、どがんふうにしましたってことを言われても、我々は業務支援の内容を知るよしなかとです。じゃあ、これを示してから説明してもらわんと、私が聞きよることとかみ合わんと思いません。違いますか。

私は成果品を待たずして予算を固められたのかっていうことを確認していますので、私の考えが間違っているのであれば、そこの部分は分かりやすく説明してもらえますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

プラントメーカーから提出される見積書、あるいは仕様書の内容につきまして、見積設計図書の内容につきまして、事業者からの一方的なものではなく、町が発注を行う専門知識を有したコンサルタントによる精査、それから町の職員との幾度の協議を重ねた結果により、最終的に町が発注する適正な見積仕様を策定することとなります。

先ほどおっしゃいましたコンストラクションマネジメント方式につきましては、技術的中立性を保ち、発注者側に立って設計・発注・施工の各段階において設計の検討、あるいは工事発注方式の検討・工事工程管理・品質管理・コスト管理など、各種マネジメントの業務の一部ま

たは全部を行うものとされており。さっき、本日の議会が始まりますときに資料を配付させていただいております水道課資料の34ページから36ページにも記載をされておるところでございます。

本町の過去の実績とか県内の取組事例を参考にすることができませんでした。全国的にも、プラント設計・改修等の関連事業で取り組まれた事例があまりないようでございます。現段階において本町での取組みについては、現在のところ考えておりません。

それから、先ほどの予算の算出法についてでございます。

10月に行いました総務厚生委員会の後、設計・施工一括発注方式を行うため発注仕様書作成業務において、工事による施設の性能を発揮するための要求仕様内容を整備した見積仕様書を作成し、本工事と類似の工事の実績がある複数社に対して、見積書及び見積設計図書の提出依頼を行ったところでございます。提出期限をことしの1月20日までとし、各社からの提出を求めたわけですが、結果的には、勉強会の折説明いたしました1社のみの提出ということでございます。

本工事については新設とは異なり、延命化対策の内容により大きく違うため、類似事例などがあまり比較はできない内容となっておりますが、提出された内容のものを精査し、今回、設計仕様の委託事業者と町と頻りに協議を行い、現地立会いを行ったり、電話対応したりして、今回、うちのほうで予定価格を設定させていただいた。

2月の下旬までに当初予算の編集がぎりぎりまで行われておりましたので、予定価格参照をしながら、それと県に対する計画書の数値とほぼ金額的には似たような数字となっておりますので、予算計上に間に合ったというところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

6番。

6番（阿部 豊 君）

全然理解できません。反対に疑念が深まりました。私が聞いている説明は、そのコンサルタントが町の側の補助者・代行者になり得るのかって、それがそうなんですよっていうことを、さきの質疑でそういった答弁されているんです。会議録を見ますか。私どもにはそういった説明をされたと思います。そういったことで私も研究させていただいたんです。勉強させていただいたんです。そうすると、私の認識と町の説明と相違がある。だから、執行から説明があったのは間違いじゃないですかと。まずは、間違えているのか間違っていないのかの答弁だけ、2つです、もう。それをまずは教えてください。私どもに対する説明が、議会に対する説明が間違っていたということなのか。あたかもコンサルが佐々町の意向を代弁して、発注者の補助者・代行者であるっていうような説明をされたんです。されています。会議録を見ましょうか。そういった説明だったというふうに私は認識しています。で、調べたところ、それにはコンサルはなり得ないわけです。コンストラクションマネジャーは、所定のCM業務を実施できなければ、それに応じて損害賠償義務などが生じるわけです。それぐらい重く、いわゆる工事費の補償っていうか、佐々町はこういったことをしたいんですけど、行政経費を削減したいと、その意向の下、専門性のあるそれを補助してくれと、そういった立ち位置の方をまずは置くべきだと。だから、そのコンサルのチェックは誰がするんですかということを私は質疑させていただいております。これまでの。先ほど課長が説明されたのは、コンサルと町で設計・施工見積仕様書を作成し、見積書を提出いただいて審査したんですよと。町の専門家いるんですか。技術的に分かるんですか。専門的知識がないので、コンサルの技術者が言われたのを受けただけでしょ。判断できないわけでしょ。だから、下水道でいえば、そういった小規模自治体の代

行者として、いわゆる専門性、プラントとかそういったものでいえば、例えて、下水道事業団とか、そういった組織があるわけです。それとは別の方式として、いわゆるコンストラクションマネジメント方式、コンストラクションマネジャーという方がいらっしゃると。この方式をなぜ取らなかったのかということをお私に思いますとともに、これまでの執行側の答弁が誤っていたのではないかとお私に疑問を感ずせていただいております。疑問の趣旨を御理解の上、適切な回答をお願いしますとともに、2問目でございますので、先ほど課長が説明の中で私が感じたのは、もう工事事業者決定しているんですか。そういった趣旨の答弁でしたので。そこにも疑義がありますので、その全体の発注に際する流れが、私はちょっと所管外ですので詳しく分かっておりませんが、もう既に業者さんが決定しているような答弁に聞こえましたので、そこは再確認させていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

要は、チェック・見積精査あたりが、なぜCM、コンストラクションマネジャー方式を取らなかったのかということでございますので。いいですか。

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

本町が発注いたしました基幹的改良工事発注支援業務委託につきましては、勉強会の折にも説明いたしましたように町側の立場に立って、業者・事業者からの一方的なものではなくて、町が委託を行う専門知識を有したコンサルタントに精査等をお願いしたいということで、委託を行ったものでございます。あくまでも町側の立場に立って、それと以前聞かれた秘密の保持についてもきちっと中立性を保ち、第三者に情報を漏らしてはならないという、そういった中立性の遵守についても契約にうたっておるところでございます。

コンストラクションマネジメント方式を取らなかった理由につきましては、先ほど申したとおりでございます。それ以上のことは私から言えません。現段階において本町での取組みは考えておりませんでしたので、今回、令和4年度においてもちょっと検討はいたしていないところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっとようと聞こえんところがあるけんが、すいません。大きな声で答弁をお願いします。町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、阿部議員がおっしゃっていましたが設計施工の管理が一方的に見積りに進められているのではないかとお話をいたしました。

私どもとしましては、令和4年度からの基幹的改修工事については皆さんも御存じだと思います。これは実際的には通常の補修工事と異なりまして、施設の性能とか機能を回復するため、今のある設備を回復するわけです。その大規模な修理をするわけですから、御存じですよ、それは。新しくするわけじゃないわけですから。そういう中で、しかしながら事業を進めるためには、事業性の公平さとか、それから透明設計とか、それはコンサルタントにやらなきゃいけないということでやってるわけです。それで、それが先ほど阿部議員がおっしゃったように、業者のほうに寄っているんじゃないかというお話も伺いました。それそういうことは私はないと思います。佐々町の中で何回も工程会議をしながら決めたわけですから。これがいいんですよ。

そうすると、もう1つは、ある程度の業者が決まっているということでお話をいたしました。

これはプラントメーカー自身がそんな何社もないわけです。これ特殊性から考えれば、実際的には御存じのようになります。だから、そこにしなければ、なかなか金額的に折り合わないわけです。今でも30億を超えるわけですから、新しくすれば60億ぐらいって、今、川棚町がつくっていますけど、かかると。そこを考えれば、町としてはこう取らざるを得なかったと。だから、私どもは、私は公平性をとって、職員のみならずもそういうことでやっていると思いますので、そういう方向性を御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3問目です。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

答弁ではっきりしました。また同じことをおっしゃられたんです。発注者の補助者・代行者ですよ、コンサルはっておっしゃられました。技術的な支援業務の受注者であって請負者です。佐々町の補助者・代行者になれ得る立場じゃありません。それも、工事発注支援業務を予定価格はあって、入札して、ここは落札された請負者です。受注業者さんです。この業務の。この業務の発注支援業務の受注業者さんであって、技術者です。発注者の補助者・代行者にはなり得ないんです。そういったことを解決するためにコンストラクションマネジメントっていうCM方式があるんじゃないですか。これは、あたかもこのコンサルがマネジャーですよというような答弁は私との議論に相違があります。町民の税金を使って行う事業です。行政経費をいかに低廉で品質を確保して行うかというのが佐々町の向かうべき意思であって、これを請け負われた業者さんが補助・代行するような損害賠償を請けられるような義務はあられないと思うんです、今。この業務を受注した請負者であられると。

議論は交わすとしても、佐々町には専門技術者がいないということで頼らざるを得ない。「修繕ですよ」と町長おっしゃられました。じゃあ、私どもは詳細のその発注支援の執行の内容を把握しようがないわけです。議会として、詳しくですね。1つ言わせてもらえば、その限定されるというのは特許も切れている。であれば、同等品で、JIS規格で広く公務をできるような形になっているのかということですから、私どもにはチェックできないわけです。果たして、そうなっているのかなど。だから、その佐々町の側に立っていただけていただけるCM方式をするべきではなかったのかというのを、今回、私もいろいろ勉強させていただいて気づいたものですから、確認をさせていただいて、どのように進められているのかというのを質疑している次第です。いかんせん、所管も違いますので、詳しい数字はこの予算化して議案に上がってこないと我々・私どもは情報として得ませんから。少々執行することについて疑義が深くなりました。この質疑で。

以上。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今阿部議員がおっしゃっています機密の保持についても、町としてはしっかり契約書にうたっていますし、それから修繕でございます。修繕業務ですから、その7社程度に見積り出してもらおうように依頼をいたしました。しかしながら出なかったんです、それが。全体的な修理業務で、新しく新規発注数するものではないもんですから。そういうことで町としてはそれで行かざるを得ない、しなきゃいけないと。それから、コンサルタントっていうのが役割は先ほ

ど業者側に立ったって言いますが、これは佐々町側に立っていただいて、発注者である佐々町をサポートしていただくような契約を交わしていますので、それが違うところに進んだらこれはもういろんなことで遺憾でありますので、そこは十分注意しながらやっているつもりでございますので、こういういろいろなことを今後やる際には、コンサルタントとかいろんなもの話しながら、先ほどおっしゃったように、よくうちの職員はそういう資格っていうのはなかなか難しいわけです。大きな市じゃないし県でもないし、そういう専門的な者がいません。そういうコンサルタントと話をしながら町して、住民の利益にかなうような施策をやっていくと、その工事をやっていかなきゃならないというのは十分我々も理解していますし、職員にもそういうことをお願いしているわけでございますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

議論が平行線で私は理解できません。はっきり言って。7社出したけど1社しか来なかった原因は何ですかというときに、その原因を分析して答えられる専門性を持った職員は、うちいないんです。そういったものをサポートしてくれるのがコンストラクションマネジャーであって、あくまでこの受注されたコンサル業者さんは技術的な支援業務であって、全てを網羅して積算できらすこともはっきり言えば難しいと思うんです、また専門性もあって。そこはいろんなところから見積りを取られて、この方も煮詰めていかれると。その業務の担当者であって。佐々町が1億でも2億でも低廉にしていきたいという意向をくむのがこの人たちの仕事じゃないと思うんです、極論。そこまでのその意向を破ったら損害賠償請求の相手方になりますよというやり取りをするのがコンストラクションマネジャーです。この業者さんは発注された部分を入札によって落札をし、適正に業務を遂行しようとする請負事業者さんであって、佐々町の補助者・代行者にはなり得ませんので、そこははき違えないようお願いしたいということで、私は何を申し上げたいか、佐々町の、最後意見として申し上げます。

予算説明書に記載してある無駄の排除による歳出削減に取り組みというところに、非常に疑念を持つような質疑に終わったと思います。もう少し議会のほうにも事前に詳細の分かりやすい説明をしていただかないと、限られた提案から審議のこの期間に、なかなかこの判断は難しいでございます。私と執行側の意見の相違は明確になったので、そこら辺は今後慎重に対応していただきたいとともに、会議録を見直していただいて、補助者・代行者にはなり得ないというところについては再度精査をしていただきたいと意見として申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

コンストラクションマネジャー方式と発注支援業務の委託の業務の問題でございます。

確かに阿部議員が言われるようにコンストラクションマネジャーというのは近年、例えば建築等でよく使われております。いわゆる我々の立場に立って設計もしません、工事を受注しません、そういう立場の人が、一旦その全体のマネジメントをするというのが大体コンストラクションマネジャーという形で、今回は、あくまでも、うちの発注するための支援業務の1つをコンサルさんをお願いしたと。ただ、専門知識はうちにもないものですから、そこは支援をお願いしたということでございます。

今回の支援のやり方としましては、性能発注方式というのはあくまでも今回まずは皆さん手

を挙げてくださいよということで基本的な仕様書を出して、それを皆さんに、うちのほうでは建築業法の清掃業務の中で、指名願を出された全ての業者さんに対して照会を行っております。そこで、例えば業者さんを絞るような特記仕様書的なものはございません。特別なものは。あくまでも、こういうような工事に参加してくださいよと、参加するまでの、まずは手を挙げてくださいよという業務が今回の業務になっています。その中でもらったのが参考見積りと概算設計図書となります。その中を、それを精査して、集めたのを精査して、さらに精査して今度、来年度以降に仕様書をまた作り上げて、そして発注するという形になろうかと思っています。

ですから、確かに阿部議員さんが言われた、そのコンストラクションマネージャーシステムが非常にいい面もあります。ただ、別に費用もかかるというデメリットもございます。

すいません、こちらの追加でお配りしていた先ほど課長のほうが説明しました34ページ、35ページ、36ページになっています。これは廃棄物処理関係の施設の入札契約の手引きとなっておりますけど、この中で、そういう施設に対し、今後必要でしょうけど、なかなか厳しいよってということも書いてございます。なかなかこういうような専門の業者いないよというようなことが書いてございます。ここでいえば、あの技術支援業務の実施組織ということで、36ページに書いています。こういうようなところが将来的には担っていくんじゃないでしょうかということも書かれております。実際、他の自治体でこの方式でされたことはちょっと見つけることができませんでした。

そういうことで、今、本町がやっているこの支援業務という形の中で、性能発注方式で事業を進めさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。阿部議員が言われた、確かに代行者にならないというのは、もうそのとおりでございますので、そこはすいません、私の発言の中で、こちらのほうの発言の中で、そのような捉えられ方したことであれば訂正させていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑はないようです。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

討論に入る前に誠に申し訳ございません、ちょっと私は意見を述べさせていただきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

短めをお願いします。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

私は賛成反対を一昨日までの勉強会、また、本日の今行われた質疑で判断できるような状況にないと私自身思っております。賛否を保留して、私は採決に加わらず退席させていただきたいと思ひます。理由としましては、先ほど来からの質疑の内容どおり、執行において性能発注の本質が分かっているのか。なぜなら、執行部に専門家がない。執行代役を任せられる佐々

町の意思疎通の確固たる信頼関係を構築できる、そのような存在を得て、そのような段取りを得て決定すべきと。

ましてや、先ほど来から言いますCM方式については、国土交通省の総合政策局建設業課入札制度企画指導室のほうが、また出されている資料等もあります。そういったふうには国も協力は惜しまないと。

佐々町の4大事業でございます。コンサルを決めるにしても、大前提の佐々町の意味決定を賄えることができるかどうかを入札という金額で決めるには、あまりにも唐突な発想であると、一議員として理解をできないと、予算化を急ぐばかりに他人任せの慎重さを欠いた行為ではないかと危惧しております。財政負担の大きな4大事業の事案でございます。佐々町は決して財政が豊かではなく、財政出動は安ければいいというものではございませんが、費用対効果を大前提に真摯な模索をして進めるべきで、このまま進めば申し訳ないが、コンサルの方の主導のまま全てが進み、グレーな事業にならないかと危惧する面もあります。議会とも十分な協議をしながら町民の負託に応えるべきと考え、意見を述べさせていただきました。

誠に申し訳ございません。私も負託を受けた議員としまして、採決には参加しなければならないという思いはありますが、これまでの質疑を経て寝られない夜も過ごしまして、ちょっと今回はもう判断はできないということで、誠に申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに討論ございませんでしょうか。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

反対討論いたします。

今回の予算は、コロナ禍ということで様々な課題が山積する中で、職員の大きいなる奮闘をもって、この間、取組みが進んできたというふうには私は思っております。様々に課題はありますけれども、そうした中で、今政府をあげて日本経済全体は賃金を上げて景気回復を図るという流れ。それは、その背景には、日本だけがG7の国々の中で給料が上がっていない、そういう背景があって、国民の大きな、いわゆるトリクルダウンが回ってこないという、そういう声に応える形で、答えざるを得なくなって政府が打ち出した方針だというふうには私は思います。そういう中で、ことしはとりわけエッセンシャルワーカーと言われた保育士や、あるいは看護師や福祉士のケアワーカーと、そういった方々の賃金を上げるということが至上課題というふうには社会的に要請があり、そういうふうになってきています。

ところが、佐々町の場合は人勸を最優先ということで、そうした今の流れを、これまでの社会的要請や、あるいはこの間の職員の奮闘に報いると、そういう側面もなく人勸を最優先ということで賃金の引下げを行うと。期末手当も賃金の後払い賃金という性格があるということは労働法的には明らかですから、賃金が減るってことはもう間違いないわけです。そういう点で、私もその引下げ条例には反対しましたがけれども、強行されたということです。佐々町はことし機構改革を行い、欠員となっていた補充を含めて人を増やすわけです。人は増えるけれども、総人件費は860万減るという予算です。到底、これでは、まともな運営はできないのではないかと。佐々町は町の中で、いわゆる一つの事業所として見たときに、役場の占める割合というのは極めて大きいわけです。そういった意味では、一つの事業所としてはトップクラスの水準にある、給与水準も含めてあるわけですけれども、そうした役場が賃金を引き下げるといって、町内の中小企業がこれを、役場も下がったのに中小企業だけ賃金を上げるってことはあり得ないのではないだろうかというふうに思います。

2点目は、今回予算の中で敬老年金が廃止をされております。これも条例の改正に私は反対

いたしました。これまで75歳以上の町民の方々に毎年支給されていた年金が廃止になります。77歳、88歳、99歳の町民の方の、いわゆるスポット的な給付ということになります。費用的には、これまで年間800万ほどの支給であったものが、金額的には400万に減らされる。毎年、敬老月間といいますか、9月に毎年支給されていて、それは孫に小遣いをやる楽しみにしている。金額の問題でなくて、非常に町からその敬老祝金頂くということで大きな励みになるのだという、多くの町民が楽しみにしてこられた。ことし高齢者にとっては本当に大変な年です。年金は減るわけです。物価は上がっているわけです。そして、その上にこの10月からは医療費の自己負担が2倍になると。そうした高齢者にとって本当に生きづらい社会となっているわけですから、こういう時期に、しかもコロナの下で人とのつながりを深めていきたいと、そういう時期に敬老年金を廃止するというのは到底私は容認できないと思います。

様々に前進面もあります。学校給食費の3人目の学校給食費を無償にする。あるいは、何回も要望があっていた交流センターの多目的室のエアコンが設置されるとか、あるいはタクシーの乗車券についても回数が2倍になる。様々な前進面あるわけですけれども、まさに根幹となる職員の賃金の引下げ、それから敬老年金の廃止、これは到底、町民が住みやすいまちづくりを進めていくという上では、プラスになることはないということを改めて申し上げて反対の根拠といたします。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんか。

1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、私は議案第37号に対して賛成の立場で討論いたします。

総合計画に位置付ける施策の推進、さらには効率的・機能的な組織編成による事業推進体制の強化などに取り組み、新庁舎建設の事業推進や支え合う地域共生の社会の実現に向けた多世代包括支援センターを新たに設置するなど、機構改革に取り組みながら進めたいと。また、あわせて新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用して、収束に向けて感染拡大防止に努めたいというようなことを説明を受けております。よって、令和4年度佐々町一般会計予算について賛成討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第37号 令和4年度佐々町一般会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

しばらく休憩します。

（14時27分 休憩）

（14時38分 再開）

— 日程第3 議案第38号 令和4年度 佐々町国民健康保険特別会計予算 —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第38号 令和4年度佐々町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

予算書の1ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算。歳入。

1 款国民健康保険税、金額2億2,583万3,000円、1 項国民健康保険税2億2,583万3,000円。

2 款使用料及び手数料、金額15万円、1 項手数料、同額です。

3 款県支出金、金額11億601万8,000円、1 項県補助金、同額でございます。

4 款財産収入、金額2,000円、1 項財産運用収入2,000円、同額です。

5 款繰入金、1 億1,217万1,000円、1 項他会計繰入金、同額です。

6 款繰越金、金額1,000円、1 項繰越金、同額です。

7 款諸収入、金額27万円、1 項延滞金、加算金及び過料、金額2,000円、2 項預金利子、金額1,000円、3 項雑入、金額26万7,000円。

歳入合計、14億4,444万5,000円。

続いて、2ページをお願いいたします。歳出。

1 款総務費、金額997万7,000円、1 項総務管理費、金額704万9,000円、2 項徴税費272万1,000円、3 項運営協議会費20万7,000円。

2 款保険給付費、金額10億6,504万7,000円、1 項療養諸費9億1,901万3,000円、2 項高額療養費、金額1億3,746万8,000円、3 項移送費、金額2,000円、4 項出産育児諸費、金額756万4,000円、5 項葬祭諸費、金額60万円、6 項傷病手当金、金額40万円。

3 款国民健康保険事業費納付金、金額3億4,113万円、1 項医療給付費分、金額2億5,221万8,000円、2 項後期高齢者支援金等分、金額6,497万5,000円、3 項介護納付金分、金額2,393万7,000円。

4 款保健事業費、金額2,314万7,000円、1 項保健事業費、同額でございます。

5 款基金積立金、金額3,000円、1 項基金積立金、金額同額でございます。

6 款公債費、金額3万4,000円、1 項公債費、同額でございます。

7 款諸支出金、金額102万3,000円、1 項償還金及び還付加算金、同額でございます。

8 款予備費、金額408万4,000円、1 項予備費、金額同額でございます。

歳出合計14億4,444万5,000円です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

1点だけですけれども、保険給付費の中に傷病手当金が40万円予算化されておりますが、前年度っていうか令和3年度の実績見込額が分かっておればお示しいただきたいことと、それから傷病手当金については、コロナの特例というふうに私は思っておりますけれども、これにつ

いては期限はいつまでのなのか、2点お答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

記載しております傷病手当金の予算計上につきましては、令和3年度の実績見込みということでございますが、今のところゼロ件でございます。

それから、この傷病手当金の期間の延長については、3月31日までとなっておりましたところ、国の改正によりまして6月末まで延期するようになっておりますので、この規則の改正という中で、今月中に決裁を回して実行したい思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいですか。
ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑終わります。
これから討論を行います。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

反対討論をいたします。

国民健康保険税については、従来から一般の被用者保険と比べて保険料額が極めて高いということが指摘をされておまして、よく、定年退職をしたら、翌年は国保税が大幅に高くなって、保険税が高くなって本当に大変だというお話を聞きます。そうした中で、佐々町の場合は国保の加入者のうち、いわゆるサラリーマンの方が、以前の資料ですけれども、大体3分の1ぐらいになってきているということで、いわゆる働いている国保の方っていうのが多いわけです。働いているって、要するに雇われて働いて、サラリーマンの国保の方。そういう方々にとっては本当に、一般の被用者保険に加入されている方と比べると本当に不公平だと、保険税高いと。そのために、なぜ高いかという、今の保険の構造から見ても、一つは国の負担金がどんどん減らされてきたという側面あるんですけれども、今の保険の構造から見て、いわゆるそのほかの被用者保険、協会けんぽだとか組合健保にはない、いわゆる世帯割と均等割、人头割があるわけです。ですから、その課税算方式になっているということが高い要因だというふうに言われていて、全国知事会もこれについては是正を求めるということを何度も言ってきたんです。

そうした中で、ことしからようやく、均等割のうち小学校に上がる前の未就学児童の均等割額の半額を国が補助をすると、大変けちくさい補助でありますけれども、一歩前進と言えなくもないほどの前進があったわけです。私はこの機にせめて均等割全体を廃止してほしいと、これは町の裁量でできるわけですから、やって欲しいということを申し上げてきたんですけども、その中でもせめて、今度国が半額補助をするというふうになっているんだから、残りの均等割額について町が負担することはできないのか。費用についてはおおむね年間108万円ですから、本当に月額10万円足らずの費用なんです。月額9万円ぐらいのお金を免除できないのかということを一一般質問でも申し上げましたが、町長は、これについては厳しいというお答えであ

りました。そういう姿勢では、国保に加入する町民の生活っていうのは守っていけないのではないかと。本当に今子育て世帯は大変です。物価は上がるし、ガソリン代も上がるわけですから。そうした中で、賃金はなかなか上がらないという中で、国保税がこういうふうにご高まりしていくということは、これからのその町民生活にとっても本当に大変な事態になるというふうに思います。

加えて、佐々町の場合は保険料を払いきれずに滞納した方に対して、いまだに資格証明書の発行が続いています。この資格証明書は、お隣の松浦市などでは、もう既に実際上発行していません。発行していない自治体もどんどん増えてきているんですが、いわゆるペナルティという形で発行が続いています。もちろん、これは人権に関わる問題だから、どうしても病院にかかるといかにときには緊急発行ということはやってほしいということを書いて、それについては対応しますと言っていますけれども、実際に実績はありません。ですから要するに、今の保険の仕組みというのが社会保障の下支えと言いながら、本当に困難な人にとっては十分なものとなっていないという実態、これも再三改善を求めてきましたが変わりません。こうした国保の運営姿勢について私は賛成できないという立場で、今回の予算に対しても反対をしたいというふうに思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

賛成討論いたします。

今回の制度改正によりまして、未就学児の均等割2分の1負担軽減ということで、先ほど4番議員の反対討論でありましたように一歩前進だと思います。さらに佐々町においては、これまでの国保事業に対する努力によりまして大きく基金もあり、これを運用して保険税も抑制している。県下は21市町の中で、確かにここは高うございますが、その中でも佐々町は努力をし、保険税率については抑えたところで保険税の努力はしております。今後もさらなる努力を保険事業等でして、高い国保ではありますが、県下では佐々町は安いんだというような運営に心がけていただきたいと。

将来の見直しに対しましては、担当者のさらなる財政分析をしていただいて、早め早めに被保険者に安心を提供できるような情報開示を努めていただくように、最後は意見をさせていただいて、私は、佐々町は健全な国保運営をされているというふうな認識の下、賛成とさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

賛成討論します。

反対討論でありましたように非常に国保財政は厳しい、いろんなことを言われました。もっともでございます。やはり所得税でいいのか、今の現状でいいのか、多分、国保税の見直しがいつかはしなくちゃならないと思いますので、反対討論にあったことを踏まえて、是非検討していただきたいと。また、賛成討論でありましたようによく財政状況を見ながら、先へ先へと進めていただきたい。そういうことで、私はこの予算については、今回は賛成といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第38号 令和4年度佐々町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第4 議案第39号 令和4年度 佐々町介護保険特別会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第39号 令和4年度佐々町介護保険特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

第1表歳入歳出予算（保険事業勘定）。歳入。

1 款保険料、金額2億5,099万円、1 項介護保険料、金額、同額です。

2 款使用料及び手数料、金額5万9,000円、1 項手数料、同額です。

3 款国庫支出金、金額2億7,266万2,000円、1 項国庫負担金、2億1,245万6,000円、2 項国庫補助金、金額6,020万6,000円。

4 款支払基金交付金、金額3億2,836万9,000円、1 項支払基金交付金、金額、同額です。

5 款県支出金、金額1億8,488万8,000円、1 項県負担金1億7,897万3,000円、2 項県補助金、金額591万5,000円。

6 款繰入金、金額2億3,007万円、1 項一般会計繰入金、1億9,090万1,000円、2 項基金繰入金、金額2,900万、3 項他会計繰入金、金額1,016万9,000円。

7 款繰越金、金額2,000円、1 項繰越金、同額です。

8 款諸収入、金額49万2,000円、1 項延滞金、加算金及び過料、金額2,000円、2 項預金利子、金額1,000円、3 項雑入、金額48万9,000円。

9 款財産収入、金額2,000円、1 項財産運用収入、金額2,000円。

歳入合計、金額12億6,753万4,000円。

次のページになります。歳出。

1 款総務費、金額1,636万8,000円、1 項総務管理費、金額341万5,000円、2 項徴収費、金額83万3,000円、3 項介護認定審査会費、金額1,212万円。

2 款保険給付費、金額12億440万円、1 項介護サービス等諸費、金額10億9,450万円、2 項介護予防サービス等諸費、金額2,410万円、3 項その他諸費、金額100万円、4 項高額介護サービス等費、金額3,110万円、5 項高額医療合算介護サービス等費、金額365万円、6 項特定入所者介護サービス等費、金額5,005万円。

3 款財政安定化基金拠出費、金額1,000円、1 項財政安定化基金拠出金、金額同額です。

4 款基金積立金、金額3,000円、1 項基金積立金、同額です。

5 款地域支援事業費、金額4,588万円、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、金額942万6,000円、2 項一般介護予防事業費、金額1,337万6,000円、3 項包括的支援事業・任意事業費、金額2,307万8,000円。

6 款公債費、金額8万3,000円、1 項公債費、金額同額です。

7 款諸支出金、金額10万1,000円、1 項償還金及び還付加算金、金額同額です。

8 款予備費、金額69万8,000円、1 項予備費、金額同額です。

歳出合計、12億6,753万4,000円。

3 ページになります。

第1 表歳入歳出予算（サービス事業勘定）。歳入。

1 款サービス収入、金額189万3,000円、1 項予防給付費収入、金額同額です。

2 款繰入金、金額58万9,000円、1 項一般会計繰入金、金額同額です。

3 款繰越金、金額1,000円、1 項繰越金、金額同額です。

歳入合計、金額248万3,000円。

歳出。1 款事業費、金額243万7,000円、1 項包括的支援事業費、金額同額です。

2 款予備費、金額4 万6,000円、1 項予備費、金額同額です。

歳出合計、248万3,000円。

次のページになります。

第2 表債務負担行為（保険事業勘定）。

事項、高齢者福祉計画及び第9 期介護保険事業計画策定業務委託料。期間、令和5 年度。限度額350万円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑終わります。

これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第39号 令和4 年度佐々町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

— 日程第5 議案第40号 令和4 年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第40号 令和4 年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

1 ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算。歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、金額1億2,281万1,000円、1 項後期高齢者医療保険料、同額でございます。

2 款使用料及び手数料、金額2万円、1 項手数料、同額です。

3 款繰入金、金額4,919万5,000円、1 項一般会計繰入金、同額です。

4 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額です。

5 款諸収入、金額1,478万2,000円、1 項延滞金、加算金及び過料、金額2,000円、2 項償還金及び還付加算金、金額24万6,000円、3 項預金利子、金額1,000円、4 項受託事業収入、金額1,435万円、5 項雑入、金額18万3,000円。

歳入合計、1億8,680万9,000円。

続いて、2 ページお願いいたします。歳出。

1 款総務費、金額160万1,000円、1 項総務管理費118万1,000円、2 項徴収費42万円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、金額1億7,024万8,000円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、金額同額です。

3 款保健事業費、金額444万4,000円、1 項保健事業費、金額同額です。

4 款諸支出金、金額1,041万6,000円、1 項償還金及び還付加算金、金額24万7,000円、2 項繰出金、金額1,016万9,000円。

5 款予備費、金額10万円、1 項予備費、金額同額です。

歳出合計、1億8,680万9,000円。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

今回、新年度の予算案について保険料の改定が予定されておりますですね。資料によりますと4.7%の引上げということになっておりますけれども、この引上げの理由について御説明いただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

団塊の世代が前期高齢者から後期高齢者のほうに移行する人数が増える見込が、基本的には一番最大の理由だろうと思っております。それから、医療費の増も前回勉強会のほうで御説明申し上げたとおりでございますが、ともに増額の予定と、大きな要因としてはそういったところが考えられます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

今説明にありましたけれども、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に入って、まだしばらくは

後期高齢者増え続けると、割合も増え続けるし、医療費の増加も続くということになります、そうした理由で毎年保険料率が改定されていくということになると、どこまで上がるのかと、実際にじゃあそれに対して、この後期高齢者医療保険料っていうのは仕方がないというふうにせざるを得ないのかということについて、町長お考えがありましたら伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、何を隠そう、私も後期高齢者に今度入るわけでごさいます、75になります。今からだんだん増えていくってということで、保険料が上がる可能性はあるんですけど、我々としてなるべく値上げがないようにやっていかなきゃならないと思っていますし、これはどうなるのかちょっと私も予測はつかないんですけど、少しずつは上がるんじゃないかということで、なるべく我々も上げないようお願いをしたいと考えていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

この後期高齢者医療制度の発足に当たって、私たちは発足の当時からこの発足そのものが反対だということで、2007年当時はこれが大きな総選挙の争点にもなったわけです。要するに、高齢者だけ切り離して医療費の高い部分だけを切り離すと、結局、現代版うば捨て山ではないかと。そこにお金が行かなくなったら、その負担は全て高齢者に賄わせるということになるわけです。結果的には、だから、こういう構造になるってことが見越されていて、だから、そのことでこの制度というのはやっぱ廃止すべきだと、従来の制度に戻すべきだと、全ての国民が等しく社会保障の恩恵を受けると、そういう精神に反するではないかということで議論があったところです。まさに、こうした中で、この今の制度が本当にだんだん立ち行かなくなっていくという今の現状があるのではないかと私は思うんですけども、今後、この問題について、いわゆる国の補助金を求めるとか、あるいは高齢者連合に要請をするとか、様々な手だてがあるかと思いますが、町長、そういった点について、保険料軽減という点では何かお考えがありますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今から何年間かは高齢者が増えるわけです。結局、団塊の世代がいるわけですので、そういうことで保険料は広域連合で決定をされるわけでごさいますけど、町としましても、どうなるか私も分からないんですけど、議会なんかで話し合いをなされるんじゃないかと思っていますんで、できれば上げないほうがいいんですけど、そこら辺がどうなるか注視しながらやっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑は。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑終わります。
これから、討論を行います。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）
反対討論行います。

先ほど来の質疑を通して、今のままでは保険料際限なく上がると。これはもともと制度的にも問題があるわけですが、実際にこれを引き下げる努力というのはやっぱり必要だと。もう先ほど来の議論も含めて、後期高齢者にとっては本当にいいことは一つもないわけです。ことしは年金は下がる、物価は上がる、敬老祝金はもらえなくなるということで、もう佐々町の後期高齢者は本当に大変だなというふうに思います。いいこと一つもないと。そういう中で後期高齢者の保険料も上げると、そういうことは許されないと。実際に金額的にも数千円、5%近く上がるわけですから。しかも、課税賦課限度額も、今まで64万円だったのが66万円に上がるんです。だから、全員上がるんです、今度は。今度は均等割も含めて全部上がるから、そういった意味では本当に、全ての高齢者が低所得の方も含めて上がるという構造になっていますから、これは到底賛成するわけにはいかないというふうに思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

何とも言えません。今の現行制度では、もうとにかく市町長の活動以外にこれを改善する道はないということと私は思います。制度自体がこれで県全部やっていますから、一私達の発言力によって変わることじゃないということで、もうこれは常に県国に要望をして改善を図る以外にないということで、是非町長におかれましても、国とか会議の折にはそういう意向を踏まえて、今反対討論ありましたけども、そういう踏まえてしたり、国に要望したりして解決に向かって図っていききたいと思います。ということで、この予算はもうやむなし。賛成といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

この採決は起立によって行います。

議案第40号 令和4年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第6 議案第41号 令和4年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第41号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。
執行の説明を求めます。
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

予算書の1ページを御覧ください。
第1表歳入歳出予算。歳入。
1 款診療収入、金額236万8,000円、1 項外来収入、金額同額です。
2 款使用料及び手数料、金額18万1,000円、1 項手数料、金額同額です。
3 款財産収入、金額1,000円、1 項財産運用収入、金額同額です。
4 款繰入金、金額970万8,000円、1 項他会計繰入金800万8,000円、2 項基金繰入金、金額170万円。
5 款繰越金、金額1,000円、1 項繰越金、金額同額です。
6 款諸収入、金額2,000円、1 項雑入、金額1,000円、2 項預金利子収入、金額1,000円です。
歳入合計、1,226万1,000円。
続きまして、2ページお願いいたします。歳出。
1 款総務費、金額1,137万8,000円、1 項施設管理費、金額同額です。
2 款医業費、金額37万4,000円、1 項医業費、金額同額です。
3 款基金積立金、金額1,000円、1 項基金積立金、金額同額です。
4 款予備費、金額50万8,000円、1 項予備費、金額同額です。
歳出合計、1,226万1,000円です。
よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ちょっと確認させていただきます。今度新しく先生がお見えになって開業していかれるわけですが、契約の案などはもう検討なされていると思うんですけども、契約の相手は個人になるのか、その派遣される病院になるか、公共団体なのか個人かということで、契約の内容はどのように考えておられるのか、御答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

保険の相手方は諫早こども医療発達医療センターのほうと契約をしたいと思っております。こちらは、契約は佐々町長と。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、相手方は公法上の契約になるのか、私法上の契約になるかっていうとをちょっとお尋ねしときます。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（15時12分 休憩）

（15時17分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

委託契約の中には先ほど議員御指摘の公法上の契約、それともう1点が私法上の契約、双方ございますけれども、法令の根拠を置くものが法例上の——（須藤議員「中身は知っとるけん、どっちですか。」）私法上の契約になります。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

いいです。

議 長（淡田 邦夫 君）

分かりました。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第41号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

— 日程第7 議案第42号 令和4年度 佐々町水道事業会計予算 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第42号 令和4年度佐々町水道事業会計予算を議題とします。

水道事業会計においては、11日の上程の際に朗読は終わっておりますので、質疑からお受けいたします。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第42号 令和4年度佐々町水道事業会計予算は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

— 日程第8 議案第43号 令和4年度 佐々町公共下水道事業会計予算 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第43号 令和4年度佐々町公共下水道事業会計予算を議題とします。

公共下水道事業会計においても、11日の上程の際に朗読は終わっておりますので、質疑からお受けいたします。

これから質疑を行います。

6番。

6番（阿部 豊 君）

23ページ、継続費に関する調書について確認をさせていただきます。

一般会計の際と同様なんですけれども、まず、佐々町の重大事業であるし尿前処理施設建設事業につきまして、当初、下水道事業団に発注しますというふうに公言されており、下水道事業団は高額になるので安価にできる性能発注に切り替えるという説明の下、進んできたと記憶しております。これにつきまして自分なりに勉強させていただいて、どこからそのような情報っていうか、判断材料があり、事業を進めていかれるとされたのか、その点について1点お伺いしたい。

ポイントは、性能発注が安価にできるという根拠はどこからというポイントです。

また、この発注仕様書等作成業務委託につきましては、令和3年12月15日契約、工期としましては、令和3年12月15日から令和4年本年の3月28日までの工期としまして、発注仕様書等作成業務委託が発注されております。現在、継続費に関する調書としまして、令和3年から令和5年までの事業期間として8億1,450万の事業費が計上されておりますが、この具体的、年割

額事業費につきまして、発注仕様書の成果品を待たずにどのようにして予算化をなされたのか。私が思いますところは、工期内において成果品が出てきて初めて予算が固まるではないかという私自身の認識がございますので、そういった観点から確認をさせていただきたい。

また、3点目、性能発注方式に際する、このコンサルさんについて一般会計でも質疑をさせていただきましたけれども、コンストラクションマネジメント、CM方式、町の補助者・代行者としての位置付けは、このコンストラクションマネジャーがなり得る存在だというふうに認識しておりますが、これまでの質疑の中で、佐々町側に立って業務を行うのがこのコンサルだということで発言をなされております。私の認識と相違する点について、これまでの説明が正しいのか、私の認識が間違っているのか、そのポイントについて確認をさせていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず、1点目でございます。

その性能発注に切り替えて費用が安価になるというところの判断材料、根拠をという御質問かと思えます。

これにつきましては、まず、産建委員会、総務厚生委員会、そして全協というところで過去流れがあったかと思えますが、その中でもお話を少しさせていただきましたが、性能発注での方式に切り替えて仕様書作成に取り組みたいというお話をさせてはいただきました。ただ、その中で、もしもそれでも費用、金額が下がらないということになった場合には、事業そのもの再考ということもあり得ますというふうなお話をさせていただいていたかと思えます。

一般的に、図面発注よりも性能発注のほうが金額が下がるというところではございましたが、どれくらい下がるかというところのあたりが性能発注に切り替えたということではございませんで、あまりにも、それこそ平成30年度に計画を立てた時からずっと流れてきている中で、その都度確認をしながら進めてきた事業費と基本設計の段階での事業費があまりにもかげ離れたために、このままでは国の補助金の交付要件、今現状の民間委託と比較して経済性があるというのが交付条件になっておりますので、この条件にも合致しなくなってくるという危険性がかなり大きくなってきましたもので、性能発注に切り替えて進めさせていただきたいということでお話をさせていただいたところです。ですので、この時点で確実に安くなるという判断をしていたわけではございません。進めていく中で何とか見込みが立ちましたので、今回予算化をさせていただいたというところでございます。

それから、次が、発注支援業務の完成の前に予算化したというところの理由というところでございますが、この発注支援業務の内容といたしましては、先ほどの一般会計の中でも少し最終的に理事のほうから回答があったかと思えますが、そのコンストラクションマネジメント方式のとは違ひまして、当然、この業務内容としまして大きく費用の算出、設計施工に要する費用の算出、これと発注仕様書の作成というのが大きく2種類がこの業務の内容ということになります。従いまして実際に発注をしました、受注をなされたコンサルタントの仕事というのは、この費用の算出と発注仕様書の作成に関して町の意見を聞きながら、意向を酌みながら進めていくというところのみで、全体マネジメントをするということではございません。

この進め方ですけれども、この大きく2種類の作業を進めるにあたりまして、まず施設に求める概略の水準や条件などを記載した見積仕様書を作成して複数のメーカーに見積書と概略設計図書の提出を求めます。これを求めて提出があるまでの間、見積書等の提出がなされるまでの間に、他市町村の事例を基に規模の違いを補正した費用を算出いたします。メーカーからの見積り等の提出を受けた後、他市町村の事例と合わせて総合的な比較検討を行って、費用

の算出をするという流れになります。この費用の算出までできて、中身が固まった後に発注仕様書を作成するという手順になりますので、工期につきましては議員おっしゃるとおり令和4年3月28日までとなっております。今現在、最終の発注仕様書作成の詰めの段階を行っているところでございますが、費用の算出につきましては、当初予算編成の最終調整前の2月下旬に予算計上額を決定したところということでございます。ただし、この算出した費用全てが補助対象となるかどうか不透明な部分もございますので、一般財源も少し上乗せをさせていただいて予算計上を行っているというところでございます。

ですので、誠に申し訳ございません、これまでの説明の中で誤解を与える表現があったのかもしれないかもしれませんが、継続費で設定させていただいた金額といいますのはあくまで予算額でございまして、予定価格につきましては、発注仕様書等の作成業務の完了後、納品された完成図書等を基に入札時に決定するものでございますので、予算額がそのまま予定価格となるわけではございません。誤解を与える表現をしてしまったことにつきましてはお詫びを申し上げます。大変申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

議論、若干かみ合ってきました。コンストラクションマネジャーにコンサルはなり得る存在ではないという認識を水道課長は説明された。先ほどの認識と全然違います。私の認識と合致するということです。

まず、1点目の下水道事業団よりも性能発注のほうが安価になるというのは、私の判断がそういった説明であったというふうな認識しているんですけども、そうではないと。一般的に安くなる傾向にあるので、性能発注方式に切り替えたいという説明をしてきたと。ならなければ、またその際に検討をしとったというような説明やったとですかね。

では、そこが明確な判断もできずに、安くなるかどうか分からずに1,200万を投じて、仕様書作成業務に取り掛かったのかという新たな疑義はまた発生します。要は、何を申し上げたいか。費用の算出と仕様書作成業務が発注仕様書等作成業務委託ですと、費用の算出は他市町村の事例を2月下旬までに云々で、それで予算化を数字的には出してきているんですけど、流れ的には理解しますが。では、いわゆる本町に、本町も含めて難しい事業です。専門知識の技術者等の人数も知識も含めて、やっぱり小さい自治体じゃ厳しいという、その代理人となるべき団体が大体下水道事業団であったというふうに思うんですけど、このコンサルは費用の算出と仕様書作成であって、佐々町の財政削減の意思っていう、同じくするという事は担保されてないわけです。極端なこと言えば。技術的な品物に対する費用の算出と仕様書作成であって、財政出動をできるだけ抑えた中で費用対効果を生むような、そういった方針を補助的業務として賄う存在ではないわけです。請負事業者さんですから、その発注された目的の内容に対しては真摯に業務として行われますが、果たしてそれが品物として佐々町が求めた、品質はもとより、財政的に削減をされたものであるのかというのは担保できていないということです。

なぜ、再質問ですけど、検討段階でそういったコンストラクションマネジメント方式等について、まずは検討なされたのかというのを再度確認させていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

誠に申し訳ございません。コンストラクションマネジメント方式を検討したかどうかの御回答の前に、少し長くなりますけれども、費用の算出の方法について少し御説明をさせていただきたいと思っております。

追加でお配りさせていただきました追加資料2としております、本日お配りさせていただきました入札契約の手引き、こちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

各所に赤のアンダーラインをずっと引かせていただいておりますけれども、この中のまず10ページを御覧ください。

10ページのところの一番上でございますけれども、(8)の予定価格の積算の方法というところで、クリーンセンターと同じようにし尿等前処理施設につきましても、プラントメーカーの見積りを頂いております。ただ、ここに記載しておりますとおり、見積書のみを頼って予定価格を作成するのではなく積極的に他市町村の既存契約事例の情報を収集分析し、より適正な予定価格の作成に取り組むことが必要であるということが記載されております。

そして、その後、今度は13ページ、14ページになります。

こちらの13ページから14ページにかけましては、他市町村の事例を取り寄せたとしても規模が違いますので、その規模を補正するやり方等々が記載してございます。14ページの(4)のところには0.6乗則積算技法というものも紹介されておまして、これで処理の規模の補正をするんですよということで、積算の方法が紹介されておまして、このし尿等処理施設につきましても、他市町村の直近で実際に施工がされております3市町の事例をもとに、このような技法を用いながら費用を算出したものと、メーカーから頂いた見積り、これらを総合的に比較検討をして予算額を決定をしたという経緯でございます。

ですので、まず1点、メーカーだったり、コンサルタントの単純に言いなりというわけではなくて、こういう環境省が出しておりますマニュアルがございまして、手引きがございまして、こういった手引きに従いながらコンサルと打合せをして事業を進め、町のほうも確認をしながら予算額を決定させていただいたというところで、その言いなりというわけではないという部分は御理解をいただきたいところでございます。

ただ、もう1つ上の視点での、全体をマネジメントするコンストラクションマネジメントシステムの導入を検討したかという御質問の点につきましては、正直、その存在もよく把握はしておりませんでした。この手引きの中に、理事が一般会計のときにも御説明しましたように少し書いてはあるんですけれども、プラント関係についてはまだまだこのCM方式っていうのは、これから研究、検討が必要であるというふうな記載もございましたので、ここを掘り下げて検討、研究をしたということは現実にはございません。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

6番。

6番（阿部 豊 君）

手引きによってコンサル任せではありませんよというような説明であったと思いますが、では、手引きの部分の専門的知識、知見を判断できるうちの職員がいるのか。コンサルの知見を上回る、同等というような知見がある、意見を申し述べきれる技術者がうちの中にいるのかと、再確認させてください。

入札によって業務を落札されたコンサルさんです。はっきり言って。佐々町側に立ってというような答弁は今回はありませんでしたが、それはコンサルタントもコンストラクションマネジメントのマネジャーですから、損害賠償の義務が生じるようなそういった補助的担当になる

んで。ちょっと判断しかねます。今の説明では、私は。

議 長（淡田 邦夫 君）
阿部議員3問目です。
6番。

6 番（阿部 豊 君）
最後は意見で言います。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

そのコンサルタントと同等レベルの知識を有する技術者がいるかという点につきましては、残念ながらおりません。

進め方としましては、そのコンサルの言いなりではないといところを言いたかったといところでございまして、現実にはそうは言いながらもコンサルがした作業、それから、この0.6乗則っていうのもかなり難しい計算でございますので、自分たちでなかなか計算できるような代物ではございません。コンサルタントが計算した結果の説明を受けながら、我々もそこで、ああなるほどというふうな確認をしながら進めさせていただいているといところでございまして、当然、ここのコンサルがそのコンストラクションマネジメントをやっているといつもりはもちろんございませんけれども、この業務をやる中で町が要望する内容、例えば簡単に言いますと、地元説明会とかをさせていただいて、視察研修にも行っていただいとすることで、脱臭性能とか、あと、高速シャッターとか、そういったところにつきましては町のほうから、これは絶対条件だと、例えば脱臭性能でも2種類ございまして、生物活性炭による脱臭と土壌脱臭とというふうな種類がございます。

すいません。そういったところの要望を出して、それを組み入れながら作業をしていただいているという意味でございますので、全体マネジメントといところはございません。もう冒頭申し上げましたとおり、そのコンサルタントと協議をしながらとはいいながら、説明を聞き、納得のいく説明をいただきながら進めているという状況でございますので、対等な同レベルの技術者がいるというわけではございません。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）
了解です。いいです。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。
質疑もないようです。これで、質疑を終わります。
しばらく休憩します。

(15時45分 休憩)

(15時45分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

その前に意見を再度言わせてください。

この、今回の令和4年度佐々町公共下水道事業会計予算案について熟考を重ねましたが、ましてや一昨日までの勉強会までにも質疑をさせていただいて、本日も質疑させていただいて、結論的には判断できかねます、私は。賛否を保留して採決に加わりません。議員である以上採決に参加するのが当然ではございますが、もう今回は本当に苦渋の選択で判断できかねます。

理由としまして、簡潔に申し上げます。性能発注の本質が分かっているのか疑問です。なぜならば、性能発注は執行部には専門官がないので、本町の執行代役を任せられる存在であり、佐々町の財政状況等を踏まえた意思疎通の確固たる信頼関係を構築できる存在が必要だと考えます。そのような段取りを経て決定すべきだと認識しております。

コンサルの方は、業務発注に際して入札をし、受注された事業者であり請負者です。あまりにも依存していないか、頼りきっていないか。予算化を急ぐばかりに他人任せの慎重さを欠いた行為ではないかと危惧しております。町の大事な4大事業案件、このまま進めばコンサル主導なさざるを得ないような状況になるのではないかと危惧しております。私自身、町民の負託に応えるべきというふうな判断で賛否をはっきりさせるのがあるべき姿でございますけれども、今回につきまして判断しかねるということで、誠に申し訳ございません。退席させていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第43号 令和4年度佐々町公共下水道事業会計予算は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

間もなく4時ですけども、1回休憩しますか。あと、ちょっとだけ。

そしたら、4時から。4時過ぎると思いますけども、そういうことで。

それから、待機中に管理職は集合していただき、閉会中の委員会継続調査を協議する予定となっております。

そしたら、4時15分からいいですか。所管事務調査までやっていただいて。4時15分から始めさせていただきます。

所管事務調査まで各委員会でもちょっとやっていただいて。

しばらく休憩します。

(15時49分 休憩)

(16時20分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

もう4時20分を過ぎましたけれども、終了するまで議会を続けさせていただきます。

— 追加日程第4 発議第1号 佐々町議会委員会条例の一部改正について —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第4、発議第1号 佐々町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第1号 朗読）

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。発議第1号 佐々町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

— 追加日程第5 決議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案） —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第5、決議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）を議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（決議第1号 朗読）

こちら、可決されましたらロシア大使館へ抗議文、日本政府へ要請文を送付予定です。
以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

提出者から、発言があれば許可します。
1番。

1番（平田 康範 君）

それでは、私のほうから提案理由を申し上げたいと思います。

決議案に今掲げてありますように、ロシアによる軍事侵攻で子どもを含む多くの一般市民がウクライナで犠牲となっております。さらには核兵器使用を示唆し、原子力発電所も砲撃するなど明らかに国連憲章に違反しており、強く抗議し、そして、ロシア軍の即時撤退と国際法の遵守をロシアに求めるために、佐々町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑終わります。
これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。決議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。
事務局からロシア大使館へ抗議文と、日本政府への要請文をそれぞれ送付いたします。

— 日程第9 閉会中の委員会継続調査 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第9、閉会中の委員会継続調査に入ります。

閉会中の委員会継続調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配

付しております案件について調査の申出がっております。

お諮りをします。委員長の申入れのとおり閉会中の委員会継続調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙委員長の申出のとおり閉会中の委員会継続調査を行うことに決定をいたしました。

— 閉会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、令和4年3月本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

閉会にあたり、町長の御挨拶を受けたいと思います。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

ただ今、ロシアによるウクライナ侵略の非難決議が可決されました。大変重いものだと我々も自覚して行動をさせていただきたいと思っております。

それから、3月16日の夜遅く、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震がありました。宮城県、福島県が震度6強の揺れが観測されたことによって甚大な被害が出ております。お亡くなりになりました方々に心から、それから、哀悼の意を表したいと思ひますし、被害を受けられた方々のお見舞いを申し上げたいと、1日も早い復興、復旧を心から願っております。

本定例会は3月8日に開会しまして本日18日までの11日間開催されてまいりました。その間、提案申し上げました補正予算、条例関係ほか、当初予算、一般会計など8会計について3日間の勉強会が行われ、42件の各議案並びに追加議案2件につきまして、それぞれ慎重に審議をいただきました。議員の皆様におかれましては、提案を申し上げました議案に対しまして、それぞれ適切な御決定をいただきまして誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

しかしながら、議案関係で修正や予算についての基本的な出来事ができておらず、議員の皆様方に多大なる御迷惑をお掛けしましたことに対しまして、大変申し訳なく深くお詫びを申し上げます。

また、議案第25号並びに議案第26号につきましては所管委員会に付託となっておりますので、閉会中の継続審査につきましても、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

今議会におきまして、議員各位からいただきました御意見、御指摘等につきましては重く受け止め、その対応に十分留意しながら職員一丸となって予算執行に努めさせていただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症については、18都道府県のまん延防止等の重点措置につきましては、3月21日をもって全ての地域で解除するという方向になっておりますが、感染者の下げ止まりの状況でありまして、まだまだ注意が必要となっている状況でございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、終息に向けて感染症の拡大防止に努めなければならないと考えているところでございます。住民の皆様には引き続き、これまでと同様にマスクを着用する、小まめな手洗いをするなどの基本的な感染予防を徹底していただきますようお願いいたします。御理解と御協力をいただきますように、重ねてお願ひを申し上げます。

また、議員の皆様におかれましても、健康に十分留意していただき、今後とも町政の発展の

ために御活躍をいただきますようお願い申し上げます。

本日の閉会にあたりまして、淡田議長さんをはじめ、各議員さんの御協力に心から感謝を申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。

長期間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。どうもお疲れ様でございます。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

私から一言お礼の言葉を申し上げます。閉会にあたり一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、3月8日より3月18日まで11日間の会期で開催され、令和4年度の佐々町の根幹となります各会計予算をはじめ、専決、令和3年度の補正予算、各条例等、令和4年度の当初予算など43議案が提出され、各議員におかれましては、これらの案件に対し終始熱心に御審議、決定を賜り、予定どおりの日程をもって無事に終了することができました。本当にありがとうございました。

令和4年度の全会計予算が約140億となり、骨格予算の令和3年度の予算と比較した場合に、27億以上の増となっております。

また、議案第12号におきましては、課の設置条例では、効率的、機能的な組織編成をすることで事業推進の強化、職員の活性化を目的としておりますので、どうぞ目的に向かって一生懸命に頑張ってください。

また、令和4年度は新規採用者が14名で、佐々町執行部においては変革の年ではないかと思っております。三役をはじめ、全職員で目標管理の充実を図り、立派に成し遂げていただきますよう強く熱望をいたしております。

令和4年度、各課予算勉強会においては3日間行い、有意義のある勉強会ではなかったかと思っております。阿部委員長には大変お疲れさまでございました。本当にありがとうございました。

また、町長をはじめ、執行部の皆さん、関係各位には期間中何かと御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。町当局におかれましては、それぞれの審議過程で各議員から出されました意見等につきましては、特に意を持って町政の推進をされますよう熱望いたしております。

春の風とともに桜の便りが届き、すがすがしい季節となっておりますと思います。どうか皆様方には一層の御自愛の上、佐々町発展のためますますの御活躍、なお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。本当にお疲れでございました。

以上で、令和4年3月第1回佐々町議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(16時36分 閉会)